

渡嘉敷村国土強靱化地域計画

(案)

令和4年

渡嘉敷村

目次

はじめに.....	1
1. 地域計画の趣旨.....	1
2. 地域計画の役割と位置づけ.....	2
3. 計画期間.....	2
第1章 基本的な考え方.....	3
1. めざすべき将来の地域の姿.....	3
2. 基本目標.....	4
3. 事前に備えるべき目標.....	4
第2章 地域特性.....	5
1. 自然的条件.....	5
2. 社会的条件等.....	8
3. 過去の災害と想定するリスク.....	11
第3章 脆弱性評価.....	21
1. 脆弱性評価の考え方.....	21
2. 評価の枠組み及び手順.....	21
3. 評価結果のポイント.....	24
第4章 脆弱性評価と推進施策.....	25
第5章 横断的分野.....	66
第6章 重要業績評価指標（KPI）.....	68
第7章 計画の推進.....	70
1. 計画等の必要な見直し.....	70
2. 不断の見直し.....	70
3. 進捗管理と推進.....	70

【別紙1】 リスクシナリオに対する推進施策一覧

【別紙2】 個別事業一覧

はじめに

1. 地域計画の趣旨

我が国は、気候変動の影響により自然災害の激甚化・頻発化に晒されており、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下型地震等の大規模地震も切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。

そこで、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（以下、「強靱化基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）」（以下、「基本計画」という。）が策定された。

さらに、平成30年12月に、「基本計画」の策定から約5年が経過したこと、平成28年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、「基本計画」の見直しが行われている。

また、沖縄県においても基本計画との調和を保ちつつ、災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進する「沖縄県国土強靱化地域計画」が平成31年3月に策定された。

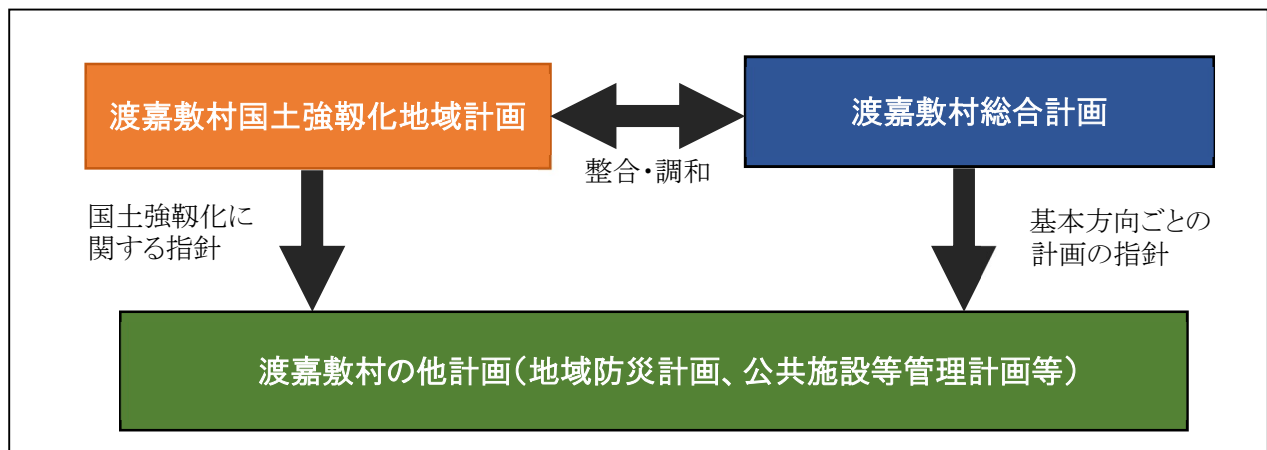
渡嘉敷村（以下、「本村」という。）においても、地形的・気象的な特性ゆえに、毎年のように発生する、台風や前線の停滞に伴う集中豪雨等による、水害や土砂災害が懸念されており、大規模自然災害等への備えが喫緊の課題となっている。

本村は、このような国、県の動向を踏まえて、大規模自然災害が発生しようとも、村民の命を守り、経済社会が致命的な被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となる強靱な村づくりを推進するため、「渡嘉敷村国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定した。

2. 地域計画の役割と位置づけ

本計画は、強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、本村における国土強靱化に関し、渡嘉敷村総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本村が有する様々な分野の計画等の指針となるものである。

■渡嘉敷村国土強靱化地域計画と渡嘉敷村総合計画の関係



3. 計画期間

本計画は、今後の社会経済情勢等の変化に対応しつつ、令和 9 年度を目標年次とするが、必要に応じて見直すものとする。

第1章 基本的な考え方

1. めざすべき将来の地域の姿

本村は、これまで豊かな自然環境と地域独自の伝統や文化を育み、受け継いできた。海と森の碧あふれる自然環境のもとで、快適な生活を送ることができ、ふれあいの中で子供たちが元気に育ち、ひととひとの結びつきのもと、みんなの笑顔が広がるむらを、新たな時代に向けた郷土のあるべき姿とし、これを村が目指す目標ととらえる。これからも、豊かで様々な地域資源を活かして新しい価値を作り出し、村民の誰もが誇りに思える郷土を築いていく。

本村の目指す将来像を次のとおり定める。

■ 施策の基本目標・理念

住むひとも、訪れるひとも、幸せを

実感できる^{しま}碧島 渡嘉敷村

2. 基本目標

いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会が構築されるよう、次の4項目を基本目標として本計画を推進することとする。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 村の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること
- 3 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

3. 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を達成するため、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、次の9つの項目で事前に備えるべき目標を設定した。

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- 9 観光危機管理体制の整備による観光産業の持続的発展

第2章 地域特性

1. 自然的条件

■ 位置図



資料：沖縄県地図情報システム

1.1 位置及び面積

本村は、那覇市の西方 32 k m の北緯 26.11°、東経 127.21° に位置し、慶良間諸島の中で一番大きな島が渡嘉敷島で南北 9 k m、東西 2 k m、周囲 19.6 k m、面積 15.8K m² の細長い島である。ほかに前島、神山島、ナガンヌ島、黒島、儀志布島で大小十余の無人島を含めて、総面積 19.18K m² で渡嘉敷村は形成されている。前島はかつて人が住んでいたが、台風災害や自然条件の厳しさから、昭和 37 年 12 月までには全員沖縄本島へ引き揚げ、無人島となったが、平成 15 年 5 月には再び有人島に変わった。

1.2 地勢

渡嘉敷島は、中央部から北側にかけて 200 メートルを越す山々が連なり、その間にあるわずかな低地に渡嘉敷集落が形成されている。

島の南側にかけてはだんだんと低くなっており、南向きに開けたビーチの近くには阿波連集落が形成されている。島中央の低地を除けば、山の急斜面や絶壁に海が迫り、険しい海岸線の所々に砂浜が形成されリーフが広がっている。

海から望むと山がちな渡嘉敷島は中央部に阿良利山（海拔 210.5 メートル）、北に赤間山（227.3 メートル、国立沖縄青年の家が所在）など、山深く溪谷が多いため水量が豊かで、古くから稲作が行われてきた。渡嘉敷島の海岸線の一部と儀志布島、離島、黒島、ハテ島、中島、城島等の無人島が沖縄海岸国立公園区域に指定され、自然環境の保全が図られている。

1.3 地形及び地質

地形分類は、概ね丘陵地であり、南部には人工平坦地がある。

沿岸部は、渡嘉敷島の北岸と東岸、儀志布島の東岸と北西岸に段丘崖・海食崖があり、一部にビーチロック、海浜がある。

表層土壌は、儀志布島は内陸部が表層グライ系赤黄色土壌、沿岸部が岩屑性土壌、砂質未熟土壌である。

渡嘉敷島の内陸部は表層グライ系赤黄色土壌と乾性黄色土壌が混在し、沿岸部に岩屑性土壌、砂質未熟土壌がある。

表層地質は、儀志布島は、概ね慶良間層粘板岩優勢層（白亜紀～古第三紀）であり、沿岸部に砂丘砂層・海浜堆積物（完新世）がある。

渡嘉敷島は、北部が慶良間層砂岩優勢層、中央部が慶良間層緑色岩類（白亜紀～古第三紀）、南部が慶良間層粘板岩優勢層（白亜紀～古第三紀）であり、西岩に沖積層（完新世）、砂丘砂層・海浜砂層（完新世）がある。

特異な地形地質として、渡嘉敷島の北岸と東岸、儀志布島の東岸と西岸に「海食崖」があり、一部に「ビーチロック」がある。

1.4 気候・気象

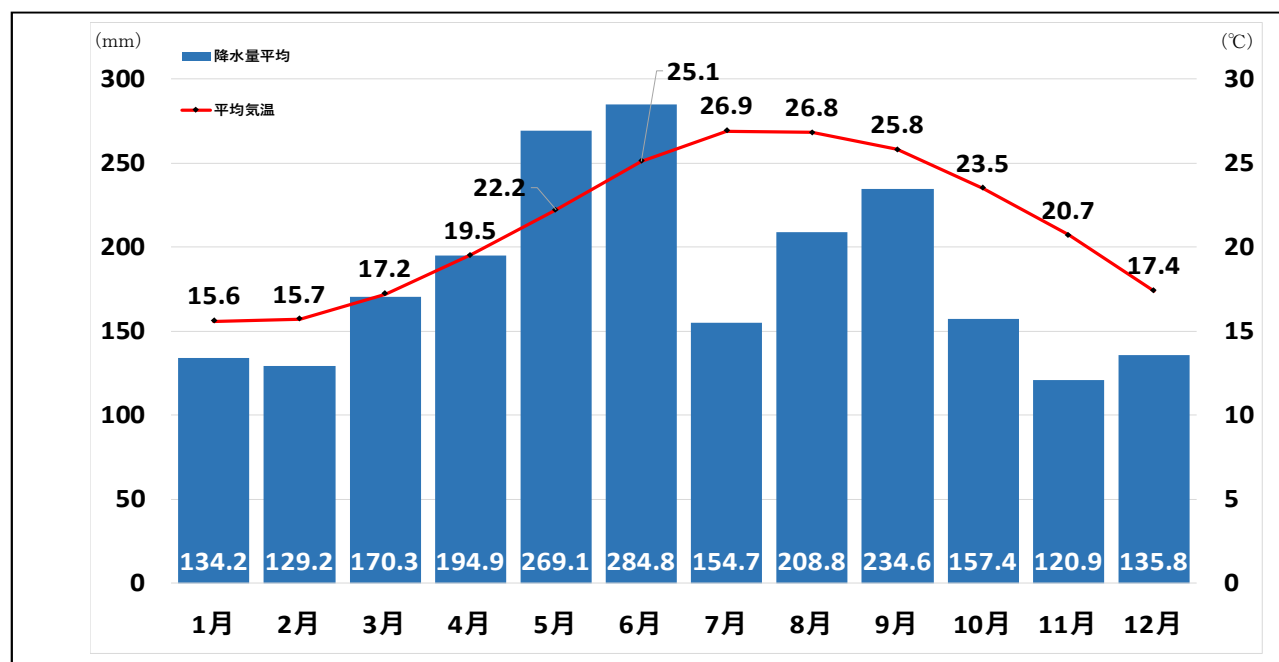
本村を含む沖縄県は黒潮が流れる暖かい海に囲まれており、海洋の影響を強く受けるため、気候区分は亜熱帯海洋性気候に属し高温・多湿であることが特徴である。平均気温は7～8月が最も高く、1月が最も低くなっている。夏と冬の季節風の特徴は顕著であり、夏は太平洋高気圧が張り出して、南～南東の風が卓越し、蒸し暑い晴天の日が多くなっているが、海から吹く風のため夏季でも猛暑日(日最高気温が35℃以上)となることはほとんどない。一方、冬は大陸高気圧の張り出しで、北～北東風が卓越し曇雨天の日が多い状況である。降水量としては、梅雨時期の5、6月台風の影響を受けやすい8、9月にかけて多くなっている。一方、梅雨明け直後の7月や冬季は降水量が少なくなっている。

■ 気象状況

年	降水量(mm)		気温(℃)					風向・風速(m/s)					日照時間(h)
	総量	最大 日量	平均			最高	最低	平均 風速	最大風速		最大瞬間風速		
			日平均	日最高	日最低				風速	風速	風向	風速	
平成 23	1998.0	182.0	20.9	23.1	19.2	30.2	6.7	4.9	28.0	南南東	44.2	南南東	1484.9
24	3137.5	232.0	21.0	23.2	19.3	30.6	9.9	5.0	36.8	南東	58.9	南東	1468.6
25	2001.0	122.5	21.3	23.7	19.6	32.5	8.3	4.8	23.6	東	37.3	東	1739.6
26	2232.0	119.0	21.2	23.6	19.5	31.6	9.3	4.8	25.3	南東	53.0	南南東	1703.8
27	1680.0	176.5	21.6	23.9	19.9	31.1	8.2	4.8	28.9	南東	43.4	南東	1675.2
28	2347.5	88.0	22.2	24.5	20.4	31.6	3.7	4.8	28.7	南東	43.7	東南東	1657.3
29	1697.5	157.0	21.7	24.1	19.9	32.0	8.4	4.7	26.5	北	39.3	北	1645.4
30	2314.5	161.0	21.5	23.8	19.7	30.3	7.4	5.1	36.4	西	53.3	西北西	1737.6
令和元年	2439.5	105.5	21.9	24.1	20.2	30.9	11.4	5.1	32.9	南東	47.7	東南東	1528.3
2	3042.5	279.0	21.8	24.1	20.0	31.1	8.0	4.9	32.6	南東	47.5	南東	1657.7
10年平均	2289.0	162.3	21.5	23.8	19.8	31.2	8.1	4.9	30.0	—	46.8	—	1629.8

資料：沖縄気象台

■ 気温、降水量の月別推移 (統計期間平成3年～令和2年)



資料：沖縄気象台

2. 社会的条件等

2.1 人口

本村の人口は717人、世帯数は389世帯（令和2年国勢調査人口速報値）となっており、平成27年（国勢調査）と比較すると、人口は13人、世帯数は28世帯の減少と平成17年以降で人口減少傾向が続いている。なお、沖縄県全体に占める人口（1,468,410人）の割合は約0.05%である。

本村の高齢化率※1は、21.2%（平成27年国勢調査）となっている。そのため「高齢化率」が21%を超える「超高齢化社会」となっており、防災上における要配慮者対策は急務となっている。なお、全国平均は2007年に「超高齢化社会」に突入している。

また、移住・定住施策の推進に伴う移住者の増加、村内各種イベント等の影響による交流人口、関係人口の増加、さらには訪日外国人観光客の増加による防災上の多様性対応、多言語化対策を行っていく必要がある。

※1 高齢化率：65歳以上人口が総人口に占める割合。

■ 国勢調査人口の推移

	人 口（人）			年齢別人口（人）			世帯数 （世帯）
	総数 ^{注1)}	男	女	0～14歳	15～64歳	65歳以上	
昭和55年(1980年)	830	423	407	174	514	142	268
昭和60年(1985年)	888	456	432	167	540	181	357
平成2年(1990年)	710	359	351	125	409	176	295
平成7年(1995年)	725	356	369	132	394	199	321
平成12年(2000年)	730	368	362	122	430	176	377
平成17年(2005年)	790	420	370	150	449	191	380
平成22年(2010年)	760	409	351	128	486	155	429
平成27年(2015年)	730	408	322	109	466	155	417
令和2年(2020年) ^{注2)}	718	387	331	138	434	146	389

注1) 総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

資料：国勢調査(平成27年)

注2) 令和2年(2020年)は令和2年国勢調査人口速報値となっている。

■ 住民基本台帳（人口、世帯数）

令和2年1月1日現在

区域名称	人 口（人）			世 帯 数 （世帯）
	男	女	計	
渡嘉敷	250	218	468	270
阿波連	126	116	242	146
前島	1	0	1	1
合 計	377	334	711	417

資料：住民基本台帳

2.2 地目別評価面積

本村の平成 31 年現在の地目別評価面積は、田 100,973 ㎡(3.76%)、畑 404,962 ㎡ (15.08%)、宅地 141,115 ㎡ (5.26%)、山林 595,280 ㎡ (22.17%)、原野 1,442,377 ㎡ (53.73%) となっており、原野が多くを占めている。

■ 土地利用の現況

平成 31 年 1 月 1 日現在

地目	田	畑	宅地	山林	原野	その他	総数
面積 (㎡)	100,973	404,962	141,115	595,280	1,442,377	—	2,684,707
構成比 (%)	3.76	15.08	5.26	22.17	53.73	—	100

注：1 国や地方公共団体の所有地などの非課税地積は含まれていない。

資料：県企画部市町村課

2 「その他」は、池沼、牧場、雑種地（ゴルフ場の用地、遊園地等の用地、鉄軌道用地、その他の雑種地、その他）の合計。

2.3 交通網

本村は、令和元年度就航の高速船「マリンライナーとかしき (197 t、定員 200 名、所要時間 35 分)」と平成 24 年 3 月就航の「フェリーとかしき (499 t、定員 450 名、所要時間 70 分)」の 2 隻が、那覇泊港～渡嘉敷港間を運行している。

2.4 産業、就業構造

本村の平成27年の産業別就業人口をみると、第一次産業が4.1%、第二次産業が6.8%、第三次産業が88.7%と、県平均とほぼ同様に、第三次産業の割合が高くなっている。業種別にみると、宿泊業、飲食サービス業が33.7%(149人)と最も多く、次いで教育、学習支援事業が13.8%(61人)、公務が11.8%(52人)と続いている。

このことから、サービス業を基軸とした産業構造が形成されており、特に観光産業が盛んである。

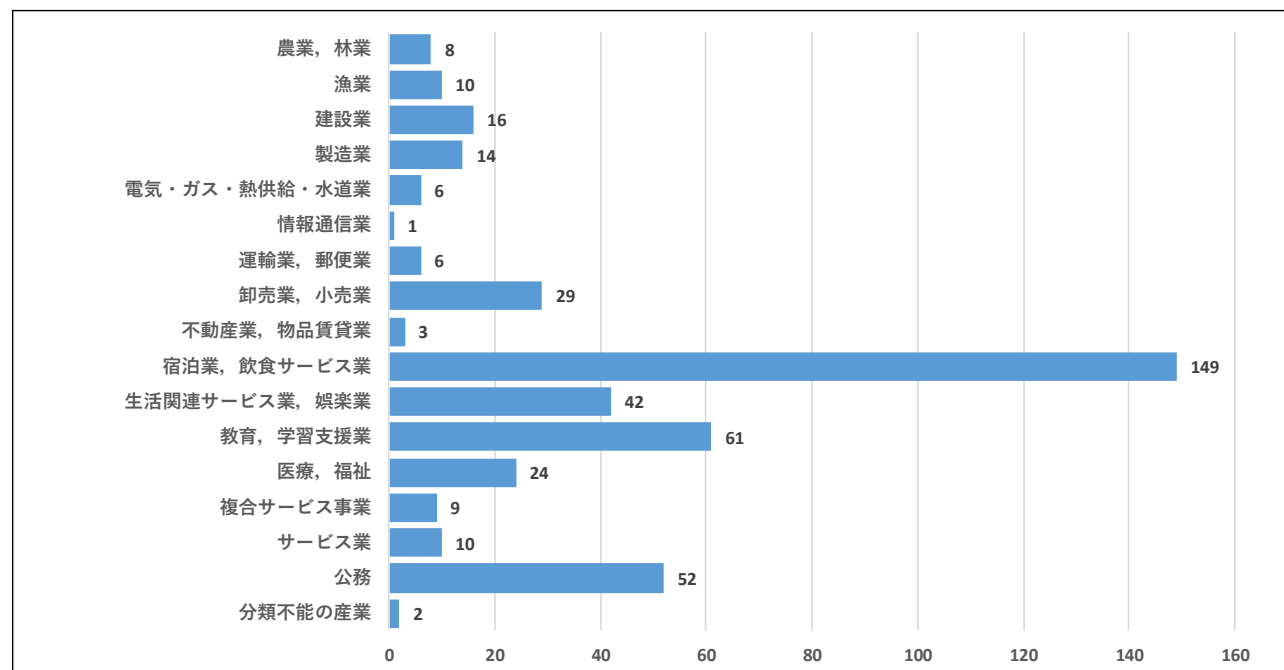
阿波連ビーチや渡嘉志久ビーチは人気があり、ホエールウォッチングも楽しめる。また2006年からとかしき島一周マラソン大会(平成28年は天候悪化のため中止)が開催され、地域の活性化に力を入れている。

■ 産業別就業人口

	総数	第一次産業		第二次産業		第三次産業		分類不能な産業
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
平成27年	442人	18人	4.1%	30人	6.8%	392人	88.7%	2人

資料：総務省統計局「平成27年国勢調査報告」

■ 業種別就業人口



資料：総務省統計局「平成27年国勢調査報告」

3. 過去の災害と想定するリスク

本計画は村民生活及び経済への影響に鑑み、発生すれば甚大な被害が生じる地震及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する大規模停電や断水等のライフライン途絶による二次災害を想定するリスクとして、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

3.1 風水害

3.1.1 台風災害

沖縄県が過去に大規模な被害を受けた4つの台風を事例に、本村においても同規模の災害を想定する。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

	襲来年月日	最大風速	最大瞬間風速	降水量	死傷者・ 行方不明者	住宅全半壊
昭和32年 台風第14号 フェイ	昭和32年 9月25,26日	47.0m/s (那覇)	61.4m/s (那覇)	70.7mm (那覇： 25～26日)	193名 (うち死者及 び行方不明者 131名)	16,091戸
第2宮古島台 風コラ	昭和41年 9月5日	60.8m/s (宮古島)	85.3m/s (宮古島)	297.4mm (宮古島： 3～6日)	41名(傷者)	7,765戸
平成15年台風 第14号 マエミー	平成15年 9月10,11日	38.4m/s (宮古島)	74.1m/s (宮古島)	470.0mm (宮古島： 9～12日)	94名(うち死 者1名)	102棟(うち 全壊19棟)
平成13年台風 第16号 ナーリー	平成13年 9月6～13日	25.4m/s (那覇)	50.8m/s (久米島)	967.5mm (久米島： 期間降水量)	2名 (負傷者9名)	床上浸水814 棟、床下浸水 534棟など

3.1.2 高潮の浸水想定

沖縄県は県内に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧(最低中心気圧870hPa)を想定して、平成18年度に本島沿岸域を対象に、波浪と高潮による浸水区域を予測している。予測結果の概要は次のとおりである。

本村の高潮の浸水想定については、海岸近くの低地などで、高潮による浸水被害を受ける危険性が高くなっており、渡嘉敷村の全域で5m以上の浸水深が想定されている。

■ 高潮浸水想定概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	① 沖縄本島西側を北上	本島南部では、海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。
	② 沖縄本島南側を西進	
	③ 沖縄本島東側を北上	



資料：沖縄県津波浸水想定について(解説)

■ 村内の高潮浸水予測図

図 1 (1/4)

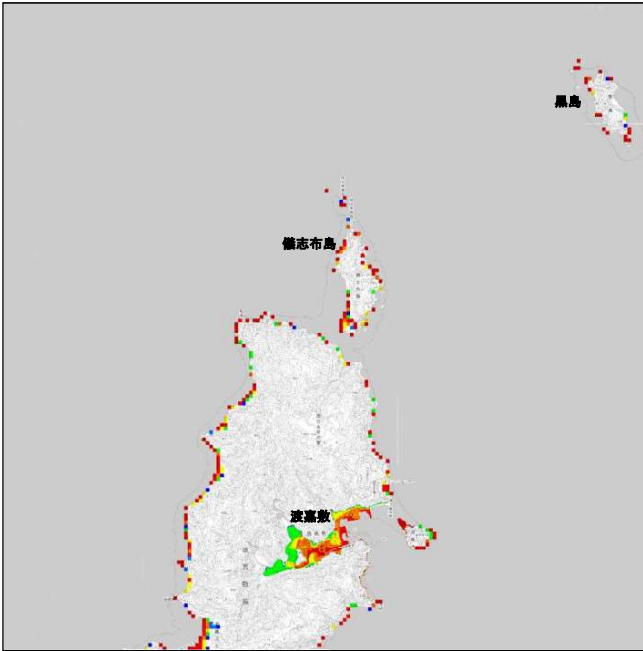


図 2 (2/4)

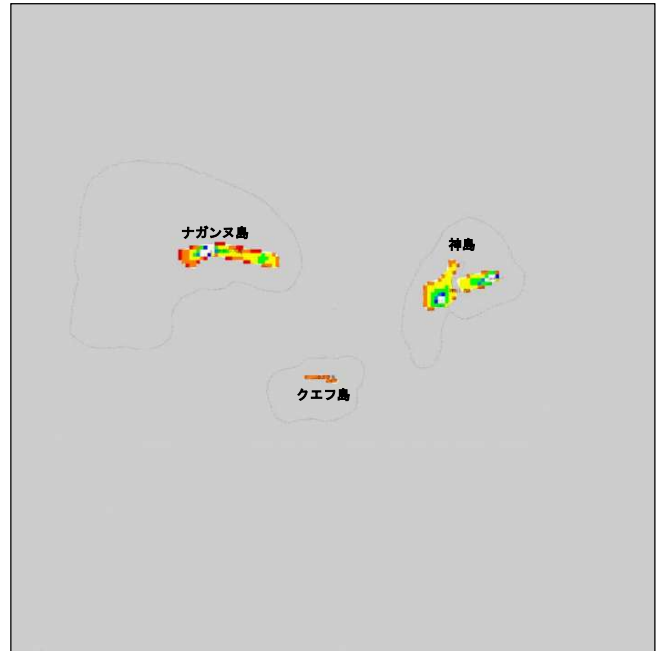


図 3 (3/4)

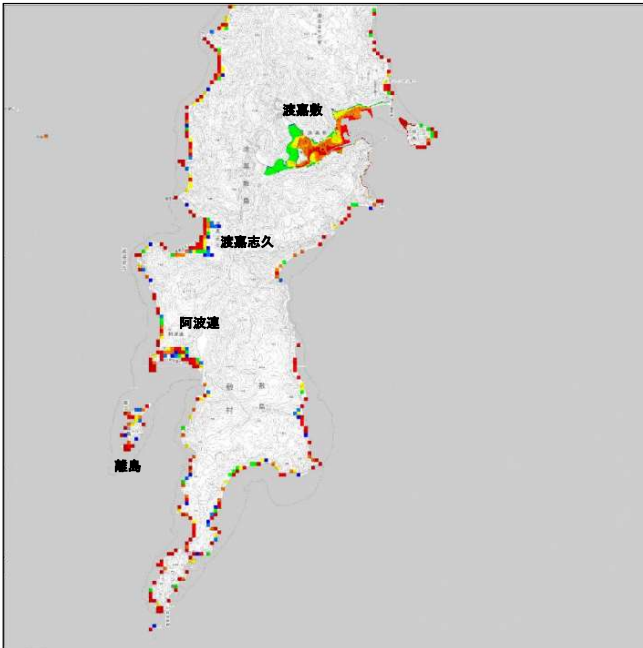
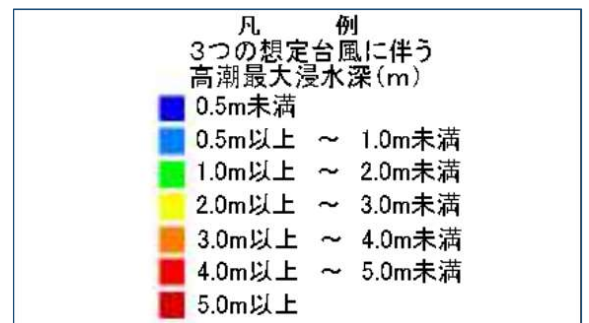
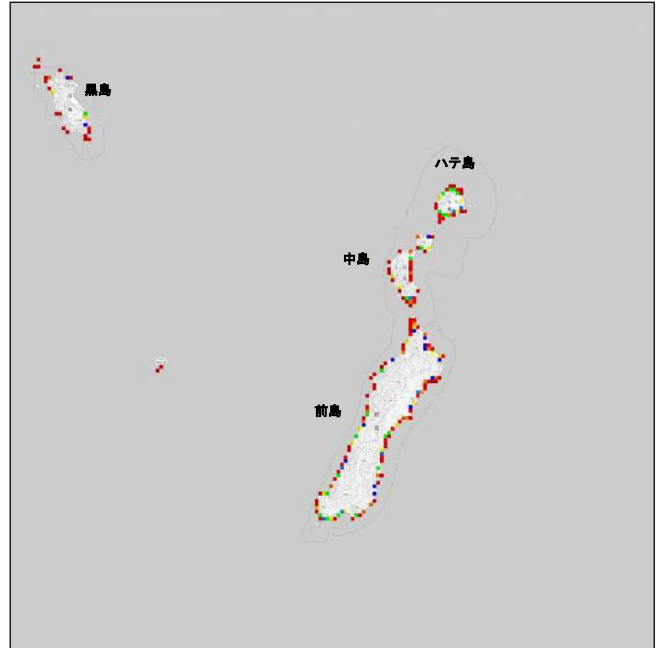


図 4 (4/4)



3.2 地震・津波

3.2.1 地震及び津波の被害想定

「沖縄県地震被害想定調査」(平成 25 年度)に基づく、本村の地震の予測結果として、死者数は沖縄本島南東沖地震 3 連動のケースが 410 人と最も多く、次いで沖縄本島南東沖地震の 332 人であり、全て津波によるものである。また、建物被害(全壊)についても沖縄本島南東沖地震 3 連動のケースが 351 棟と最も多く、次いで沖縄本島南東沖地震の 348 棟であり、その多くが津波によるものである。

その他、各想定地震の被害量は次のとおりである。

■ 村域における地震・津波被害予測一覧

想定項目			沖縄本島南部スラブ内地震	沖縄本島南東沖地震	沖縄本島東の方沖地震	石垣島南方沖地震	沖縄本島南東沖地震 3 連動	八重山諸島南方沖地震 3 連動	沖縄本島北部スラブ内地震	
建物被害	全壊棟数(棟)	揺れ	31	6	4	0	17	4	5	
		液状化	13	13	13	0	13	13	13	
		土砂災害	3	1	1	0	3	1	1	
		津波	0	327	0	46	317	0	0	
		地震火災	0	1 ^{*3}	0	0	1 ^{*3}	0	0	
	合計	47	348 ^{*3}	19	46	351 ^{*3}	18	20		
	半壊棟数(棟)	揺れ	63	3	20	0	6	18	22	
		液状化	17	1	17	0	1	17	17	
		土砂災害	6	3	3	0	6	3	3	
		津波	0	14	0	104	12	0	0	
合計		86	21	39	104	25	38	41		
人的被害	死者数(人)	建物倒壊	0 ^{*1}	0 ^{*1}	0 ^{*1}	0	0 ^{*1}	0 ^{*1}	0 ^{*1}	
		土砂災害	0 ^{*1}	0 ^{*1}	0 ^{*1}	0	0 ^{*1}	0 ^{*1}	0 ^{*1}	
		津波	0	332 ^{*2}	0	23 ^{*2}	410 ^{*2}	0	0	
		地震火災	0	0 ^{*3}	0	0	0 ^{*3}	0	0	
		ブロック塀	0 ^{*3}	0 ^{*3}	0 ^{*3}	0	0 ^{*3}	0 ^{*3}	0 ^{*3}	
	合計	0 ^{*1}	332 ^{*2}	0 ^{*1}	23 ^{*2}	410 ^{*2}	0 ^{*1}	0 ^{*1}		
	負傷者数(人)	建物倒壊	建物倒壊	17 ^{*1}	1 ^{*1}	4 ^{*1}	0	4 ^{*1}	4 ^{*1}	5 ^{*1}
			土砂災害	0 ^{*1}	0 ^{*1}	0 ^{*1}	0	0 ^{*1}	0 ^{*1}	0 ^{*1}
			津波	0	2,093 ^{*2}	0	470 ^{*2}	2,668 ^{*2}	0	0
			地震火災	0	0 ^{*3}	0	0	0 ^{*3}	0	0
ブロック			0 ^{*3}	0 ^{*3}	0 ^{*3}	0	0 ^{*3}	0 ^{*3}	0 ^{*3}	
合計		17 ^{*1}	2,095 ^{*2}	4 ^{*1}	470 ^{*2}	2,672 ^{*2}	4 ^{*1}	5 ^{*1}		
重傷者(数)		建物倒壊	3 ^{*1}	1 ^{*1}	0 ^{*1}	0	2 ^{*1}	0 ^{*1}	1 ^{*1}	
		土砂災害	0 ^{*1}	0 ^{*1}	0 ^{*1}	0	0 ^{*1}	0 ^{*1}	0 ^{*1}	
		津波	0	712 ^{*2}	0	160 ^{*2}	908 ^{*2}	0	0	
		地震火災	0	0 ^{*3}	0	0	0 ^{*3}	0	0	
	ブロック塀	0 ^{*3}	0 ^{*3}	0 ^{*3}	0	0	0 ^{*3}	0 ^{*3}		
合計	3 ^{*1}	712 ^{*2}	0 ^{*3}	160 ^{*2}	909 ^{*2}	0 ^{*3}	1 ^{*3}			
軽症者数(人)	建物倒壊	13 ^{*1}	1 ^{*1}	4 ^{*1}	0	2 ^{*1}	4 ^{*1}	4 ^{*1}		
	土砂災害	0 ^{*1}	0 ^{*1}	0 ^{*1}	0	0 ^{*1}	0 ^{*1}	0 ^{*1}		
	津波	0	1,381 ^{*2}	0	310 ^{*2}	1,761 ^{*2}	0	0		
	地震火災	0	0 ^{*3}	0	0	0 ^{*3}	0	0		
	ブロック塀	0 ^{*3}	0 ^{*3}	0 ^{*3}	0	0 ^{*3}	0 ^{*3}	0 ^{*3}		
合計	14 ^{*1}	1,382 ^{*2}	4 ^{*1}	310 ^{*2}	1,763 ^{*2}	4 ^{*1}	4 ^{*1}			
要救助者数(人)	地震	7 ^{*1}	1 ^{*1}	1 ^{*1}	0	3 ^{*1}	1 ^{*1}	1 ^{*1}		
	津波	0	50 ^{*2}	0	21 ^{*2}	50 ^{*2}	0	0		
	津波に伴う要搜索者数(人)	0	2,425 ^{*2}	0	494 ^{*2}	3,078 ^{*2}	0	0		
ライフライン被害	上水道	断水人口(人)	直後	697	658	222	84	714	202	258
	下水道	支障人口(人)	直後	88	195	67	28	196	67	68
	電力	停電軒数(軒)	直後	111	545	0	160	543	0	1
	通信施設	不通回線数(回線)	直後	75	378	0	158	378	0	1
交通施設	道路	道路(箇所)		2	2	2	0	3	2	2
		道路施設(箇所)		0	0	0	0	0	0	0
	港湾・漁港	港湾(箇所)		6	2	1	0	5	1	1
		漁港(箇所)		1	1	0	1	1	0	0
生活機能支障	物資不足量	食(食)	4~7日	1,125 ^{*3}	2,880 ^{*3}	377 ^{*1}	0	3,134 ^{*3}	0	262 ^{*3}
		飲料水(ℓ)	4~7日	7,710	7,702	1,809	0	8,386	1,623	2,142
		毛布(枚)		82 ^{*3}	917 ^{*2,3}	34 ^{*3}	481	919	31	35 ^{*3}
災害廃棄物被害(万t)	災害瓦礫発生量			0	3	0	0	3	0	0
	津波堆積物発生量			0	17	0	7	17	0	0
避難者	避難所内	1日後	41	459	17	274	460	16	18	
	避難所外	1日後	27	230	11	137	230	11	12	
災害時要援護者被害(人)	1日後		1	12	0	7	12	0	0	

■ : 各想定項目における最大値 *1: 冬深夜 *2: 夏 12 時 *3: 冬 18 時

資料: 沖縄県地震被害想定調査(平成 25 年度)

※小計値、合計値は小数点以下の取り扱いによる値があるため合算値と一致しない場合がある。

3.2.2 津波の浸水想定

沖縄県では、「最大クラスの津波」（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）に基づき、最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測している。

本村の津波の浸水想定については、渡嘉敷港で地震が発生した場合、地震発生後 25～72 分で最大遡上高 4.5～8.4m、渡嘉志久で地震発生後 27～75 分で最大遡上高 4.6～7.9m、阿波連で地震発生後 26～64 分で最大遡上高 10.2～15.6mの津波が襲来すると想定される。

■想定地震一覧（抜粋）

沖縄県では、沖縄県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、「南西諸島海溝（琉球海溝）」で 8 つの断層を、「沖縄トラフ及び宮古・八重山島嶼間」で 8 つの断層を設定した。本村ではその中から次の 6 つの断層を設定した。

資料：一部抜粋

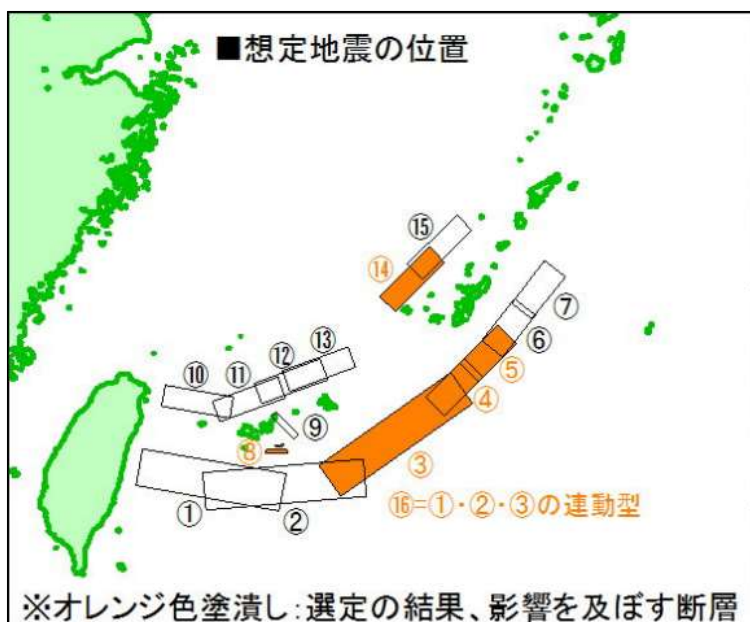
想定地震		断層長さ	断層幅	すべり量	Mw ^{※1}
③	八重山諸島諸島南東沖地震※2	300 km	70 km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震	100 km	50 km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震※4	130 km	50 km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震※2	40Km	20Km	20m	7.8
		15Km	10Km	90m	※3
⑭	久米島北方沖地震	130Km	40Km	8m	8.1
⑯	3 連動 八重山諸島南方沖地震	200Km	70Km	20m	9.0
		175Km	70Km	20m	
		300Km	70Km	20m	

※1：Mw はモーメントマグニチュードを示す。

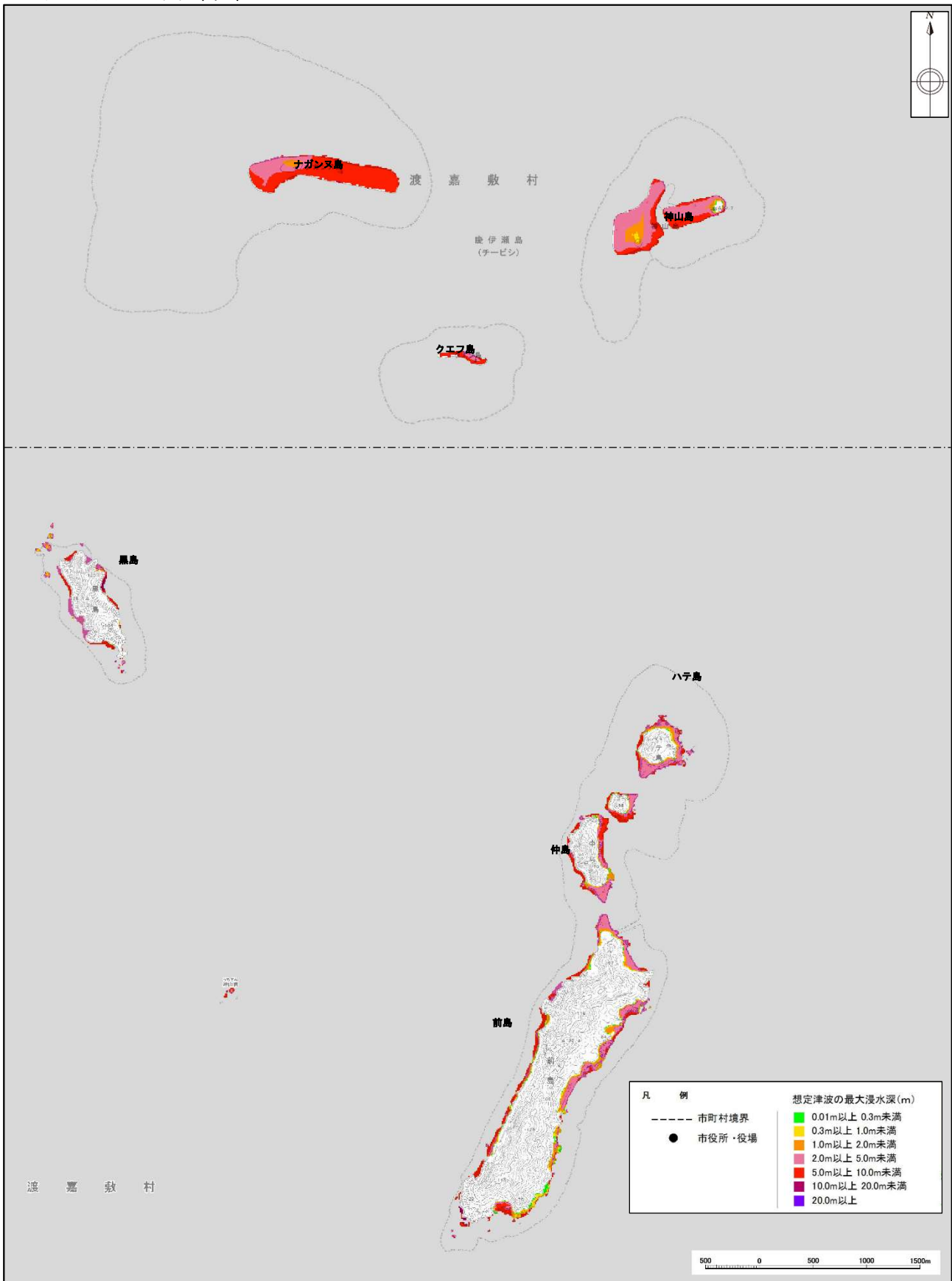
※2：1791 年の地震の再現モデル。

※3：地滑りを再現したパラメータであるため、Mw で示すことはできない。

※4：1791 年の地震の再現モデル。



■ 津波浸水想定図 (2/2)



● 用語の説明(津波予測図)

- ・地点最大水位 : 評価地点における最大津波水位
- ・最大遡上高 : 各地区で津波が到達する最も高い標高
- ・影響開始時間 : 地震発生から海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間(±20 cm)
- ・影響開始時間 : 地震発生から避難に影響が出る恐れのある水位上昇が生じるまでの時間(±50cm)
- ・津波到達時間 : 地震発生から、津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間

3.3 土砂災害(危険箇所・区域等)

山林が多く占める本村において、県より急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの土砂災害警戒区域等、危険箇所が指定されている。なお、これら危険箇所・区域等は表層崩壊を想定している。

3.3.1 土砂災害危険箇所

本村における地すべり危険箇所の指定は無し、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰは4箇所、Ⅱは1箇所となっている。土石流危険渓流Ⅰは2箇所となっている。

■ 土砂災害危険箇所の状況

令和2年4月1日現在

急傾斜地崩壊危険箇所 ^{※1}			地すべり ^{※2} 危険箇所	土石流危険渓流区域 ^{※3}		
Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
4	1	—	—	2	—	—

資料：令和2年度 沖縄県水防計画

■ 土砂災害危険箇所の地域・地区ごとの指定状況

急傾斜地崩壊危険箇所 ^{※1}				土石流危険渓流区域 ^{※3}		
Ⅰ		Ⅱ		Ⅰ		Ⅱ
渡嘉敷 泊兼久原	1	阿波連 村内原	1	渡嘉敷	2	—
渡嘉敷 東原	1	—		—		—
渡嘉敷 西原	2	—		—		—

資料：令和2年度 沖縄県水防計画

(※【別紙1】 資料1-1 急傾斜地崩壊危険箇所 資料1-2 土石流危険渓流参照)

※1「急傾斜地崩壊危険箇所」

がけ崩れにより人的災害を起こす危険のある所を急傾斜地崩壊危険箇所という。急傾斜地崩壊危険箇所は次の3項目に分かれる。

急傾斜地崩壊危険箇所	
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	被害想定区域内に人家5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設等のある場合を含む)ある箇所。
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	災害想定区域内に人家が1~4戸ある箇所。
急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ	被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

※2「地すべり危険箇所」

地形図や過去の災害履歴などから判断して地すべりが発生する可能性があり、人家、河川、鉄道、官公署に被害を生ずるおそれのあるところをいう。

※3「土石流危険渓流箇所」

土石流被害をもたらす恐れのある渓流を土石流危険渓流という。土石流危険渓流は次の3項目に分かれる。

土石流危険渓流	
土石流危険渓流Ⅰ	土石流危険区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設等のある場合を含む)ある場合の当該区域に流入する渓流。
土石流危険渓流Ⅱ	土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する渓流。
土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ	土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内にあること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流。

3.3.2 土砂災害警戒区域等

本村において「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づく指定区域は、令和2年3月23日現在で7箇所が指定されている。

■ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定状況

	土砂災害警戒区域(イエローゾーン) ^{※1}				土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) ^{※2}			
	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計
指定箇所数	5	2	—	7	5	2	—	7

資料：沖縄県南部土木事務所土砂災害警戒区域指定状況

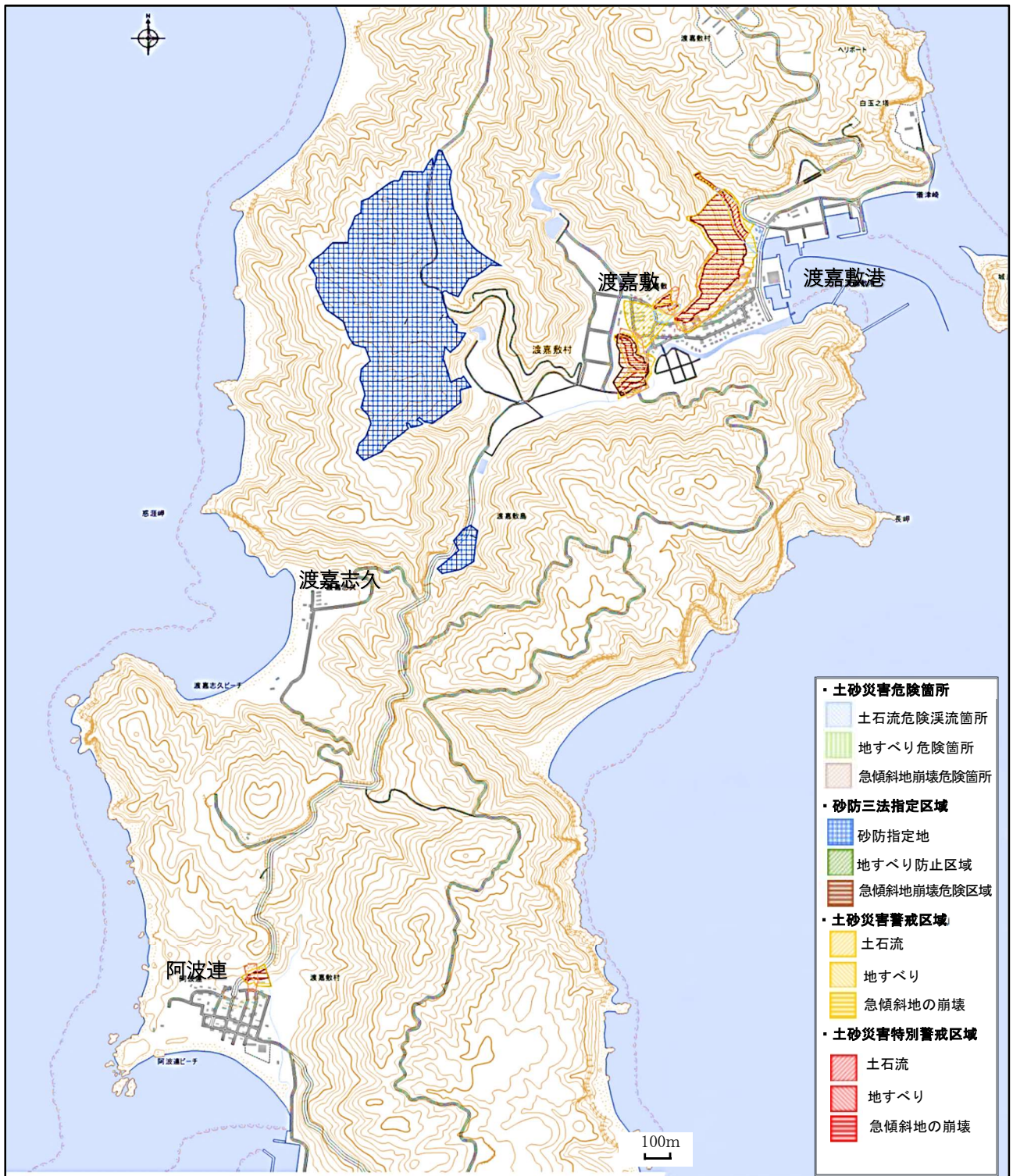
※1 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

※2 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

■ 土砂災害警戒区域等位置図



資料：沖縄県地図情報システム（土砂災害危険箇所）

3.4 本村及び周辺における主要災害の被害記録

■自然災害

年月日	種別	被害状況
昭和 23 年 10 月 3～4 日	台風ビリー	直撃
昭和 24 年	台風グロリア	
昭和 25 年 11 月 11 日	台風クララ	
昭和 26 年 8 月 18～19 日	台風第 11 号 (マージ)	前島で約半数の家が流され耕作物は全滅の被害
昭和 26 年 10 月 14 日	台風第 15 号 (ルース)	
昭和 27 年 8 月 15 日	台風第 9 号 (キャレン)	公共建物の全壊 2 戸、半壊 9 戸、民家全壊 13 戸、半壊 15 戸、畜舎全壊 15 戸、半壊 36 戸、船舶の座礁 4 隻。農作物 8 割と水稲 4 割が被害を受ける。
昭和 28 年 8 月 16 日	台風第 7 号 (ニーナ)	阿波連部落で畑 1 町歩あまりが潮害
昭和 31 年 8 月 1 日	台風第 6 号 (ワンダ)	住家全壊 3 戸、半壊 35 戸、非住家全壊 1 戸、半壊 3 戸、公共建物半壊 4 戸。
昭和 31 年 9 月 8 日	台風第 12 号 (エマ)	住家全壊 22 戸、半壊 35 戸、非住家全壊 3 戸、半壊 74 戸、公共建物半壊 1 戸、堤防流出 88、道路決壊 50
昭和 31 年 9 月 25 日	台風第 15 号 (ハリエツ)	住家全壊 4 戸、半壊 19 戸
昭和 32 年 9 月 26 日	台風第 14 号 (フェイ)	被害多出
昭和 35 年 5 月 24 日	地震・津波	南米チリで発生した地震・津波は日本各地、沖縄中北部地区に被害、甚大で死傷、行方不明多数出る。この年は、干ばつによる水稲立ち枯れ。
昭和 36 年 10 月 3 日	台風第 23 号 (ティルダ)	最大瞬間風速 60m/s。久米島西方海上を通過したが 20m/s 以上の風雨住家全壊 11 戸、非住家全壊 2 戸。
昭和 38 年 1 月～12 月	干害	(甘藷)さつまいもは、ほぼ全滅、水稲立ち枯れ
昭和 40 年 8 月 5 日	台風第 15 号 (ジーン)	久米島、慶良間を通過。床下浸水 7 戸、非住家半壊 1 戸
昭和 44 年 8 月 20 日	台風第 9 号 (コラ)	住家半壊 3 戸、公共建物半壊 1 戸、非住家全壊 4、半壊 10 戸。
昭和 44 年 10 月 4～7 日	台風第 12 号 (フロシー)	住家床上浸水 54 戸、床下浸水 31 戸。
平成 9 年 8 月 4～10 日	台風第 11 号 (バイルー)	暴風雨により村道阿波連線 5 カ所、村道大谷線 2 カ所で土砂崩れ等災害発生、床上浸水 2 棟、床下浸水 6 棟、水路や農道にも被害。
平成 9 年 8 月 16～19 日	台風 13 号 (ウイニー)	暴風雨により村道阿波連線、村道大谷線で法面崩壊や路肩決壊(局地激甚災害)
令和 2 年 5 月 2 日	大雨	土砂災害

資料：渡嘉敷村地域防災計画、沖縄気象台

3.5 自衛隊による救急患者空輸実施状況

■自衛隊による救急患者空輸実施状況

平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年		平成 24 年		平成 25 年	
件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
6	6	3	3	5	5	7	7	1	1
平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年	
件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
9	9	6	6	6	6	6	6	3.5 ^{*1}	4

※1 1 回の空輸で 2 地区から患者を搬送した場合は 0.5 として集計している

資料：消防防災年報（令和元年度版）

第3章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行い、それに基づき本計画の施策を定めることとする。

2. 評価の枠組み及び手順

2.1 想定するリスク

本計画においては、第2章で示した本村の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえて、本村に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

2.2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされており、国土強靱化基本計画及び県計画を参考とし、渡嘉敷村の特性を考慮した9つの「事前に備えるべき目標」及び41項目の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

2.3 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態の事態」を回避するために必要な施策分野の設定として、以下のとおり9つの個別施策分野、2つの横断的分野を設定した。

〈個別施策分野〉

- | | | |
|--------------|---------|-----------|
| ① 行政機能／警察・消防 | ② 住宅・都市 | ③ 保健医療・福祉 |
| ④ エネルギー・産業 | ⑤ 情報通信 | ⑥ 交通・物流 |
| ⑦ 農林水産 | ⑧ 環境 | ⑨ 土地利用 |

〈横断的分野〉

- | | |
|----------------|---------|
| ① リスクコミュニケーション | ② 老朽化対策 |
| ③ 人材育成 | ④ 官民連携 |

2.4 評価の実施手順

41

の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに、それを回避するための 施策を抽出し、当該施策で対応が十分かどうか、課題等の分析・評価を実施した。

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

基本目標 (4)	事前に備えるべき目標 (9)	関連 番号	起きてはならない最悪の事態 (41)
①人命の保護が最大限図られること	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な集落地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
②村の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生または、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
③村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	重大交通事故の多発
		3-3	渡嘉敷村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
④迅速な復旧復興を可能とすること	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報の伝達不備
	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による村民生活・商取引等への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞

基本目標 (4)	事前に備えるべき目標 (9)	関連 番号	起きてはならない最悪の事態 (41)
①人命の保護が最大限図られること	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガス等の機能停止
		6-2	上下水道や汚水処理施設等の長期間にわたる供給停止、異常湧水等により用水の供給の途絶
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
②村の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-2	ため池、堰、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の被害の発生
		7-6	家畜（ペットを含む）や自然に生息する危険性物（ハブ等）の流出による2次災害の発生
		7-7	避難所の換気設備や空調設備等の不良による熱中症の発生
③村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-8	大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
		8-9	赤土流出に伴う、海の環境悪化による水産業の衰退
④迅速な復旧復興を可能とすること	9 観光危機管理体制の整備による観光産業の持続的発展	9-1	帰宅困難者への食料、水等の備蓄・供給の不足
		9-2	風評被害や信用不安による地域経済等への甚大な影響

3. 評価結果のポイント

① ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせ

渡嘉敷村における防災・減災等に資する施策は、現在実施中又は計画中の段階にあるものが多くなっている。想定を超える災害に対する実施能力や財源に限りがあることを踏まえ、施策をできるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

② 代替性・冗長性等の確保

最悪の事態の要因となる災害等に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、エネルギー、情報通信、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ施設やシステム整備等により、代替性・冗長性等を確保する必要がある。

③ 他市町村等との連携

東日本大震災では、県域を越えた広域な範囲にわたり甚大な人的・物的被害が生じた。このことから、起きてはならない最悪の事態が発生した場合には、村のみならず県全体で甚大な被害が想定されるため、早期に復旧・復興できるよう、他市町村等と連携する必要がある。

④ 行政、村民、事業者などとの連携

個々の施策の実施主体は、行政だけでなく、村民、事業者など多岐にわたる。行政以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、行政における組織体制の強化や各実施主体への適切な支援が必要不可欠であるとともに、徹底した情報提供・共有や各実施主体間の連携が必要である。

第4章 脆弱性評価と推進施策

第2章で示した本村の地域特性や、第3章の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための推進方針を以下に示す。

※リスクシナリオに対する推進施策の表を【別紙1】に、推進施策に係る個別事業を【別紙2】に取りまとめる。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1. 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

脆弱性評価	推進施策
<p>【防災対策に係る土地利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い集落地の形成を図る。また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を推進する。 	<p>【防災対策に係る土地利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い集落地の形成を図る。また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を推進する。
<p>【道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本村の道路網は、渡嘉敷港と村役場を結ぶ県道186号線と村道阿波連線、渡嘉志久線、大谷線等をはじめとする34路線の村道で形成されている。村内の道路交通量は、観光客等の増加に伴いより増加の傾向にある。そのことから道路基盤の交通量への対応や歩行者の安全、快適性の確保等、安心して通行できる道路環境づくりが求められている。また、良好な道路交通環境づくりについては、村道の拡幅等を含む改良や自然環境に配慮した道路構造、荒れた舗装路面の改築等を推進するとともに、沿道植栽整備等による道路の修景美化に取り組むことが必要である。 避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。また、避難路等の防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、無電柱化の促進を図る。 道路施設等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施 	<p>【道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 未改良、未舗装の集落内村道や、基幹道路の村道阿波連線の整備を推進し、あわせて村道大谷線・青年の家線・前岳線・照岳線・渡嘉志久線の適正な維持管理を図り、また、地形等に係る危険箇所への適切な対応を行うとともに、より安全な道路線形や幅員確保を図り、自然環境への配慮とともに、歩行者が安心して快適に歩ける歩行環境の充実に努める。

<p>設の耐震補強を実施する。</p>	
<p>【避難場所・避難路の確保及び誘導標識等の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時避難場所を計画的に配置し、オープンスペースを利用した避難場所及び避難路を確保するとともに、誘導標識等を設置し、消防・避難活動等の対策を強化する。 	<p>【避難場所・避難路の確保及び誘導標識等の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時避難場所を計画的に配置し、オープンスペースを利用した避難場所及び避難路を確保するとともに、誘導標識等を設置し、消防・避難活動等の対策を強化する。
<p>【建築物の耐震化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村は、「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。 	<p>【建築物の耐震化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村は、「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。
<p>【消防・救急の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本村の消防行政は、非常備消防団を中核に活動しており、第一分団（渡嘉敷地区）、第二分団（阿波連地区）の2分団（団員計40名）で構成されている。平成23年7月に県内の30団体で設立結成した「沖縄県消防通信指令施設運営協議会」により複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防通信指令施設の整備・運用に関する事務を共同で管理している。 令和2年度には水槽付きポンプ車（1,800ℓ）を更新したが、他の資機材や車両においても更新時期を迎えているものや、消防車庫においては築40年を迎え老朽化しており建替等の検討も必要になってきている。 救急搬送業務においても、非常備消防団で対応しており、近年の観光客の増加に伴い搬送件数の増加しており、様々な傷病者に対応しなくてはならない状況等が発生している。消防団員は地域住民で構成されており、その内約7割は行政職員であり専門的知識を有している者はいない状況である。 ・地域における防災意識の向上のため、防災訓練、防災研修会・防災講習会を行い防災知識や自助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織 	<p>【消防・救急の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本村の消防行政は、非常備消防団を中核に活動しており、第一分団（渡嘉敷地区）、第二分団（阿波連地区）の2分団（団員計40名）で構成されている。平成23年7月に県内の30団体で設立結成した「沖縄県消防通信指令施設運営協議会」により複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防通信指令施設の整備・運用に関する事務を共同で管理している。 令和2年度には水槽付きポンプ車（1,800ℓ）を更新したが、他の資機材や車両においても更新時期を迎えているものや、消防車庫においては築40年を迎え老朽化しており建替等の検討も必要になってきている。 救急搬送業務においても、非常備消防団で対応しており、近年の観光客の増加に伴い搬送件数の増加しており、様々な傷病者に対応しなくてはならない状況等が発生している。消防団員は地域住民で構成されており、その内約7割は行政職員であり専門的知識を有している者はいない状況である。 ・地域における防災意識の向上のため、防災訓練、防災研修会・防災講習会を行い防災知識や自助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る必要がある。

等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る必要がある。	
【防火水槽の整備】 ・防火水槽に関してはすべて昭和57年度（1982年度）に整備されており、阿波連地区に2基、渡嘉敷地区に3基整備されており、防火水槽はすべて埋設されている。	【防火水槽の整備】 ・防火水槽については水槽内のフロートの老朽化を見定め、適宜修繕していく必要があります。
【ブロック塀対策】 ・村は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する必要がある。	【ブロック塀対策】 ・村は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する必要がある。
【移住・定住】 ・空き家の増加に伴い大規模災害発生時に倒壊や資材の飛散により、近隣住民への被害が生ずる恐れがある老朽危険空き家が村内には存在しており、不在地主対策や用地確保に向けた取り組み等、継続した住環境を整備する必要がある。 ・民間活力等を導入した定住促進住宅等の建設を推進する。	【移住・定住】 ・空き地・空き屋の所有者との交渉を積極的に展開し利活用に向けた取り組みを行う。
【村営住宅】 ・本村の村営住宅は、住宅需要の増加に伴い年次的に整備を進め、現在は渡嘉敷集落に3棟20戸、渡嘉志久集落に8棟28戸、阿波連集落に4棟22戸の計15棟70戸が整備されている。しかし、移住・定住者が入れる住宅がまだまだ不足しており、村営住宅も常に満室で、民間の賃貸住宅等も少なく空きが無い状況である。 ・村営住宅については、集落地特性等を考慮して建替えによる住宅不燃化の推進を図る。	【村営住宅】 ・村営住宅を建設し安心して暮らせる環境を整えるとともに、民間活力等を導入した定住促進住宅等の建設を推進する。
◇成果指標（渡嘉敷村現況） <ol style="list-style-type: none"> 1 村営住宅の耐震化率14/17棟 2 消防職員の充足率現在36名、目標40名 3 救助工作車及び避難誘導に活用できる車両の配備数（現状維持） 4 自主防災組織率（字区で2か所設置する） 	

1-2. 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	
脆弱性評価	推進施策
<p>【津波避難計画の策定・推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進する。 ・津波避難訓練の実施・津波防災教育の推進 村は、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、村民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を施す。 	<p>【津波避難計画の策定・推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進する。 ・津波避難訓練の実施・津波防災教育の推進 村は、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、村民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。
<p>【津波に対する警戒避難体制・手段の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。 ・津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制の整備を行う。 ・観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。 ・津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めての指定や避難場所の整備を促進する。 	<p>【津波に対する警戒避難体制・手段の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。 ・津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制の整備を行う。 ・観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。 ・津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めての指定や避難場所の整備を促進する。
<p>【危険区域の指定等の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村は県と連携して、津波による危険の著しい区域は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討し、必要な措置を講ずる必要がある。 	<p>【危険区域の指定等の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村は県と連携して、津波による危険の著しい区域は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討し、必要な措置を講ずる必要がある。
<p>【高潮、波浪等の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び村と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。 	<p>【高潮、波浪等の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び村と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。
<p>◇成果指標（渡嘉敷村現況）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 津波高潮ハザードマップ作成状況（作成済） 2 自主防災組織率（字区で2か所設置する） 再掲 	

1-3. 異常気象等による広域かつ長期的な集落地等の浸水	
脆弱性評価	推進施策
<p>【集落地部の浸水対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落地部における土地の高度利用等による雨水浸透量や貯留能力が雨水流出の増大を招き、既設の排水設備では、十分な雨水排除ができない地域があるため、雨水幹線や貯留浸透施設、側溝等の整備が必要である。 	<p>【集落地部の浸水対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道による集落地の浸水対策については、雨水幹線や貯留浸透施設、側溝等の整備を促進するとともに、内水ハザードマップの作成や住民等による自助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸透対策を推進する。
<p>【海岸堤防等の老朽化対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊し、津波による浸水被害等の発生が想定されるため、海岸堤防等の点検を行い、必要に応じ長寿命化を図ることで老朽化対策を推進する必要がある。 	<p>【海岸堤防等の老朽化対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊し、津波による浸水被害等の発生が想定されるため、海岸堤防等の点検を行い、必要に応じ長寿命化を図ることで老朽化対策を推進する必要がある。

1-4. 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態	
脆弱性評価	推進施策
<p>【土砂災害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂防事業：本村は県に、土石流による危険溪流・区域等に対処するための警戒避難基準に関する資料の提供を求め、県と調整を図りながら警戒体制の整備を推進します。また、警戒避難基準をはじめ、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応策等について、地域住民への周知を図る。 急傾斜地崩壊防止事業：県に急傾斜地崩壊防止対策事業の促進を図るとともに、警戒避難体制の整備を推進する。 土砂災害対策事業：山間地を多く抱え土砂災害危険箇所が多数存在することから、村は土砂災害のおそれのある区域を県知事に要請し、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を受けるとともに、ハザードマップ等により住民に周知を図る。 	<p>【土砂災害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂防事業：本村は県に、土石流による危険溪流・区域等に対処するための警戒避難基準に関する資料の提供を求め、県と調整を図りながら警戒体制の整備を推進します。また、警戒避難基準をはじめ、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応策等について、地域住民への周知を図る。 急傾斜地崩壊防止事業：県に急傾斜地崩壊防止対策事業の促進を図るとともに、警戒避難体制の整備を推進する。 土砂災害対策事業：山間地を多く抱え土砂災害危険箇所が多数存在することから、村は土砂災害のおそれのある区域を県知事に要請し、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を受けるとともに、ハザードマップ等により住民に周知を図る。
<p>【治山の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林法（昭和26年法律第249号）第5条1項の規定により、地域森林計画を定め計画的に事業 	<p>【治山の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林法（昭和26年法律第249号）第5条1項の規定により、地域森林計画を定め計画的に事業を推進

を推進する。特に①保安林の浸食防止及び強化②森林の水源かん養機能の強化③山地災害危険地対策④生活環境保全林の整備強化を緊急かつ計画的に実施する。	する。特に①保安林の浸食防止及び強化②森林の水源かん養機能の強化③山地災害危険地対策④生活環境保全林の整備強化を緊急かつ計画的に実施する。
--	---

1-5. 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
脆弱性評価	推進施策
【防災知識の普及・啓発】 ・地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修や重点的な防災思想の普及宣伝に努める。	【防災知識の普及・啓発】 ・地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修や重点的な防災思想の普及宣伝に努める。
【自主防災組織育成計画】 ・自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、村は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。	【自主防災組織育成計画】 ・自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、村は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。
【児童・生徒・園児等の保護等の事前措置】 ・学校危機管理マニュアル等を作成し、災害発生時における連携体制構築を推進する。	【児童・生徒・園児等の保護等の事前措置】 ・学校危機管理マニュアル等を作成し、災害発生時における連携体制構築を推進する。
【IT技術者等の人材育成】《教育課》 ・デジタル社会に対応するIT技術者等の育成については、村外での研修会等の積極的な参加によるスキルの向上や、地域おこし協力隊等民間人材を活用した人材育成を推進する。	【IT技術者等の人材育成】《教育課》 ・デジタル社会に対応するIT技術者等の育成については、村外での研修会等の積極的な参加によるスキルの向上や、地域おこし協力隊等民間人材を活用した人材育成を推進する。
◇成果指標（渡嘉敷村現況）	
1 自主防災組織率（字区で2か所設置する）	再掲

**2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)**

2-1. 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
脆弱性評価	推進施策
<p>【ライフライン等の整備等】</p> <p>・村は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保を進める。さらに、地震後の復旧体制の整備及び資機材の備蓄等を行う。</p>	<p>【ライフライン等の整備等】</p> <p>・村は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保を進める。さらに、地震後の復旧体制の整備及び資機材の備蓄等を行う。</p>
◇成果指標（渡嘉敷村現況）	
1 簡易水道普及率（100%）	

2-2. 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
脆弱性評価	推進施策
<p>【孤立化等に強い人づくり】</p> <p>・村は、村内の孤立危険集落について、地震・津波による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入、港湾・漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。</p> <p>・村は、村内の孤立危険集落では地震・津波の被害による長時間の孤立を想定し、受援までの間を地域内でしのぐ自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、食料、生活必需品等について1週間分以上の備蓄を促進する。</p>	<p>【孤立化等に強い人づくり】</p> <p>・村は、村内の孤立危険集落について、地震・津波による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入、港湾・漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。</p> <p>・村は、村内の孤立危険集落では地震・津波の被害による長時間の孤立を想定し、受援までの間を地域内でしのぐ自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、食料、生活必需品等について1週間分以上の備蓄を促進する。</p>
<p>【自主防災組織育成計画】再掲</p> <p>・自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、村は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。</p>	<p>【自主防災組織育成計画】再掲</p> <p>・自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、村は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。</p>
<p>【孤立化等に強い施設整備】</p> <p>・村は、地震・津波の被害想定による被災パターンをふまえて、本島からの応援や、離島相互間の応</p>	<p>【孤立化等に強い施設整備】</p> <p>・村は、地震・津波の被害想定による被災パターンをふまえて、本島からの応援や、離島相互間の応援が</p>

<p>援が迅速に実施できる体制等の整備を推進する。</p> <p>・村は、港湾管理者及び漁港管理者として、関係機関と連携し、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、港湾・漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要の人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。</p>	<p>迅速に実施できる体制等の整備を推進する。</p> <p>・村は、港湾管理者及び漁港管理者として、関係機関と連携し、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、港湾・漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要の人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。</p>
<p>【港湾・漁港対策】</p> <p>・村は県と連携し、島の孤立化防止に重要な港湾及び漁港について、耐震強化岸壁や背後道路等の整備を推進する。また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制整備等を推進する。</p>	<p>【港湾・漁港対策】</p> <p>・村は県と連携し、島の孤立化防止に重要な港湾及び漁港について、耐震強化岸壁や背後道路等の整備を推進する。また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制整備等を推進する。</p>
<p>【通信施設対策】</p> <p>・村は、孤立化が予想される離島等について所管の通信施設の耐震性や耐浪性を確保する通信事業者に要請するほか、長時間の孤立を想定した非常電源や代替通信手段（孤立防止用無線、衛星携帯電話の配備等）の確保を行う。</p>	<p>【通信施設対策】</p> <p>・村は、孤立化が予想される離島等について所管の通信施設の耐震性や耐浪性を確保する通信事業者に要請するほか、長時間の孤立を想定した非常電源や代替通信手段（孤立防止用無線、衛星携帯電話の配備等）の確保を行う。</p>
<p>◇成果指標（渡嘉敷村現況）</p> <p>1 津波訓練毎年1回</p> <p>2 孤立集落無線設置築数（基地局が1局、子局が9局）</p> <p>3 臨時ヘリポートの整備数（1基）</p> <p>3 自主防災組織率（字区で2か所設置する） 再掲</p> <p>4 臨時ヘリポートの整備数（1基）</p>	

2-3. 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
脆弱性評価	推進施策
<p>【自衛隊との連携の充実】</p> <p>・村は、被害想定結果等をふまえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を推進する。</p>	<p>【自衛隊との連携の充実】</p> <p>・村は、被害想定結果等をふまえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を推進する。</p>
<p>【消防・救急の充実】 再掲</p> <p>・本村の消防行政は、非常備消防団を中核に活動しており、第一分団（渡嘉敷地区）、第二分団（阿波連地区）の2分団（団員計40名）で構成されている。平成23年7月に県内の30団体で設立結成し</p>	<p>【消防施設】 再掲</p> <p>・救急業務については、平成25年に救急自動車を配備し、迅速な急患搬送に努めている。また、消防活動については、消防団の育成強化を核とし、火災や災害時における迅速な救急体制を確立するとともに、</p>

<p>た「沖縄県消防通信指令施設運営協議会」により複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防通信指令施設の整備・運用に関する事務を共同で管理している。</p> <p>令和2年度には水槽付きポンプ車（1,800ℓ）を更新したが、他の資機材や車両においても更新時期を迎えているものや、消防車庫においては築40年を迎え老朽化しており建替等の検討も必要になってきている。</p> <p>救急搬送業務においても、非常備消防団で対応しており、近年の観光客の増加に伴い搬送件数の増加しており、様々な傷病者に対応しなくてはならない状況等が発生している。消防団員は地域住民で構成されており、その内約7割は行政職員であり専門的知識を有している者はいない状況である。</p> <p>・地域における防災意識の向上のため、防災訓練、防災研修会・防災講習会を行い防災知識や自覚意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る必要がある。</p>	<p>村民への防火、災害時避難行動等に係る知識普及に努める。</p> <p>消防施設等については、消防車が3台（消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ積載車1台、救助資機材搭載型消防自動車1台）配備され、その他防火水槽（40㎡）5基、消火栓12基等を年次的に拡充してきた。令和2年度には水槽付きポンプ車を更新したが、消防車庫は築年数40年を過ぎており老朽化が著しいため更新の必要があり、施設・設備等の改善や維持管理に努めていく必要がある。</p> <p>防災体制については、地域防災計画をより具体的に見直し、災害時における監視・誘導等の体制づくりにも努めるとともに、災害時に備えた備蓄対策を強化していく。また、災害時に村民が迅速に避難することができるよう、防災訓練や広報等を通じた防災意識の向上を図る。</p>
--	--

2-4. 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
脆弱性評価	推進施策
<p>【専門ボランティアとの連携体制の充実】</p> <p>・災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備促進や（日本赤十字社沖縄県支部や村・県社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアの活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める必要がある。</p>	<p>【専門ボランティアとの連携体制の充実】</p> <p>・災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備促進や（日本赤十字社沖縄県支部や村・県社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアの活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める必要がある。</p>
<p>【要配慮者の安全確保計画】</p> <p>・高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の</p>	<p>【要配慮者の安全確保計画】</p> <p>・高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要</p>

<p>要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。このため、平時から地域において、要配慮者の支援体制を整備しておくことが重要である。特に、高齢者・障害者等には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮する。</p>	<p>配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。このため、平時から地域において、要配慮者の支援体制を整備しておくことが重要である。特に、高齢者・障害者等には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮する。</p>
<p>【社会福祉施設等における安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。 ・災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。 ・災長時間にわたりライフラインや医療品、食料等の確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。 	<p>【社会福祉施設等における安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。 ・災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。 ・長時間にわたりライフラインや医療品、食料等の確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。
<p>【在宅で介護を必要とする村民の安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定し、定期的に更新する。 ・災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。 	<p>【在宅で介護を必要とする村民の安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定し、定期的に更新する。 ・災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。
<p>【不特定多数の者が利用する施設における安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、施設や付属設備等の整備に努めるものとする。 ・設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の常時点検に努めるものとする。 ・保健・福祉施設は、4施設あり、「高齢者生活福祉センター」は耐震基準に適合しており、バリアフ 	<p>【不特定多数の者が利用する施設における安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、施設や付属設備等の整備に努めるものとする。 ・施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の常時点検に努めるものとする。 ・「へき地保健指導所」と「渡嘉敷歯科診療所」は老朽化比率が80%を超えており、早急に検討が必要で

<p>リー等への対応も対応済みとなっている。</p>	<p>ある。特に「渡嘉敷歯科診療所」は、既に耐用年数を過ぎていた状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「渡嘉敷理容・美容館」も老朽化比率が 60%を超えており、更新等の検討時期になっている。
<p>【災害時要援護者台帳整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者台帳整備を実施し、ひとり暮らしの高齢者や重度障害者等の災害時要援護者に対し、災害時において安否確認や避難支援を行う。 	<p>【災害時要援護者台帳整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者台帳整備を実施し、ひとり暮らしの高齢者や重度障害者等の災害時要援護者に対し、災害時において安否確認や避難支援を行う。
<p>【医療の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島である本村における保健や医療の拡充は、村民や来訪者の健やかな生活、余暇・保養の基盤として重要である。 <p>現在、本村には県立南部医療センター・こども医療センター附属渡嘉敷診療所が設置されており、医師1名、看護師1名が常駐し、村民等の診療や健康増進に当たっている。</p> <p>診療所の医療機器や設備等は、医療情報システムを含め充実しつつあるが、入院設備等はいまだ充分とは言えず、本島への通院や入院のケースも少なくない。そのため救急医療については、迅速かつ適切な治療や処置が受けられるよう、遠隔医療における情報化への取り組みや総合診療医の常駐、広域・関係機関との連携等が求められている。</p> <p>また、疾病の早期発見・早期治療のために各種定期検診を毎年実施しており、検診結果をもとに、医師や保健師等による指導助言・健康相談を行っている。今後は、長期未検診者への呼びかけ等を充実し、検診率の更なる向上を図ることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科診療は、平成 27 年から歯科医師が常駐し、週 6 日の診療体制が整い、以前に比べ歯周疾患予防や治療後のケア等が行き届くようになった。 	<p>【医療の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村民一人ひとりが、安心して村での健やかな生活を営むことのできる良質な医療サービスの安定確保を図り、いつでも迅速かつ適切な処置が行えるよう医療関係者と行政及び消防団との連絡体制の強化を図り、広域・関係機関との連携強化を促進していく。また、村民が生涯を通して健康を維持増進するために、自らの健康は自らが守るという考え方や、健康や疾患に対する正しい知識の普及に努めるとともに、健康づくりが実践できるよう、保健サービスの拡充や地域における活動を推進する。 <p>更に、本村へ保養で訪れる来訪者と村民との健康に関する交流を促進していく。</p>

2-5. 被災地における疫病・感染症等の大規模発生または、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価	推進施策
<p>【感染症対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、村民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要である。 	<p>【感染症対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村民の保健衛生環境の向上を図るとともに、災害時に疫病・感染症等が大規模発生することのないよう、感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、村民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要であり、新型インフルエンザ等の対策を図るなど、平時から感染症対策の推進に取り組む。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1. 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	
脆弱性評価	推進施策
<p>【公共の安全等の秩序維持体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る必要がある。 	<p>【公共の安全等の秩序維持体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る必要がある。
◇成果指標（渡嘉敷村現況）	
1 防犯カメラ設置台数（4基）	

3-2. 重大交通事故の多発	
脆弱性評価	推進施策
<p>【交通安全環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平時から交通安全環境の整備に取り組む必要があり、交通安全対策として、交通安全対の整備に加えて老朽化した信号機や道路標識、街路灯、カーブミラー、消えかかっている道路標識等の更新について充実強化する必要がある。 	<p>【交通安全環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に重大交通事故が多発することのないよう、平時から交通安全環境の整備に取り組むこととし、幹線道路や生活道路において交通安全施設等を重点的に整備するとともに、最先端の情報通信技術を活用した高度道路交通システム（ITS）の推進を図るなど、耐震性も考慮した交通安全施設等整備を推進する。

3-3. 渡嘉敷村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
脆弱性評価	推進施策
<p>【防災拠点機能の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所となる公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備をが必要である。 災害対策本部となる庁舎等の耐震性を確保し、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。さらに、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料、非常通信手段等を整備する。 	<p>【防災拠点機能の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所となる公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備をが必要である。 災害対策本部となる庁舎等の耐震性を確保し、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。さらに、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料、非常通信手段等を整備する。
<p>【職員の防災対応力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員を対象とした防災研修会を定期的で開催し、職員の資質の向上を図る。また、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地 	<p>【職員の防災対応力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員を対象とした防災研修会を定期的で開催し、職員の資質の向上を図る。また、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地

<p>模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災した場合、いち早く災害対策本部長や各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える。 ・防災担当職員等による宿直体制（24時間体制等）の整備や庁舎近傍への宿舎確保等のあり方について検討する。 ・村は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。 	<p>震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災した場合、いち早く災害対策本部長や各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える。 ・防災担当職員等による宿直体制（24時間体制等）の整備や庁舎近傍への宿舎確保等のあり方について検討する。 ・村は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。
<p>【災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信機器の設置方法やレイアウト等を誰もが手際よく災害対策本部を設置できるようにマニュアルを早急に整備する。 ・災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄を行う。 ・村は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。 	<p>【災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信機器の設置方法やレイアウト等を誰もが手際よく災害対策本部を設置できるようにマニュアルを早急に整備する。 ・災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄を行う。 ・村は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。
<p>【文教対策に関する事前措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導を検討する。 	<p>【文教対策に関する事前措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導を検討する。
<p>【学校の防災拠点の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育機能（小学校・中学校）は小学校2校、中学校1校、学校給食共同調理場の4施設あり、「渡嘉敷小学校」が耐震基準に不適合となって 	<p>【学校校舎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育施設については、園児・児童生徒の安全かつ快適な学習環境を形成するため、老朽化が著しく耐力度のない校舎等の建替え整備を図り、あわせて充実

<p>おり、他の3施設については耐震診断未実施・耐震基準不明となっている。そのため、安心安全な学校整備を進める必要があり、耐力度のない昭和56年以前の建物から建替え、改修等に向けた計画的な取り組みが求められている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理場の調理機能の強化の推進・保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化を推進する。・シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備の推進・施設の耐震化及びバリアフリー化を推進する。 ・無線設備の整備を推進する。 	<p>した教材・備品等の導入に努める。</p>
<p>【公共施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の整備においては、渡嘉敷村中央公民館が昭和52年に建設され築年数44年、阿波連生活館が昭和51年に建設され築年数45年が経ち、老朽化してきており、早急な代替施設の計画・整備が必要である。 ・大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点となる庁舎、病院、警察署、消防署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要がある。 	<p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な生涯学習の拠点となる中央公民館及び阿波連生活館においては老朽化が著しく危険箇所も見られるため、周辺施設・関連事業等との整合性を図りつつ、集会機能等を有した多目的複合施設としての建替を実施していく。
<p>◇成果指標（渡嘉敷村現況）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自治体のBCP策定状況（策定済み） 2 庁舎非常用電源（2基） 	

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1. 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
脆弱性評価	推進施策
<p>【通信施設災害予防計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。 	<p>【通信施設災害予防計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。
<p>【災害情報の収集・伝達体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT西日本沖縄支店及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。 	<p>【災害情報の収集・伝達体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT西日本沖縄支店及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。
<p>【地域における情報化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報伝達や行政広報手段として、平成25年にデジタル防災行政無線設備の整備を行い、住民への情報伝達手段として活用されているが、今後は更にデジタルを活用したネットワーク構築を目指す必要がある。 ・施設・機器等のなかには老朽化が進んでいるものもあるため、今後改修等を進めていく必要がある。 ・平成30年度超高速ブロードバンド環境整備事業により村内における光回線が整備され、令和元年7月より供用開始となったが、近年の情報化社会の進歩が著しく、今後はSociety5.0に対する取り組みや整備等が必要である。 ・国は、地方公共情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他地方公共団体情報システムの標準化を推進するため「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、全国的な取り組みの一つとして「自治体の行政手続きのオンライン化」を掲げているが、本村の地方公共団体等システムは標準化基準に適合した行政手続き等のオンライン 	<p>【地域における情報化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年に整備したデジタル防災行政無線通信施設の更なる機能向上を図るとともに安定した情報発信を続けていくための施設・機器等の整備を行う。 ・情報化社会の進展に対応して広く村民が情報通信の利便性を享受できるよう、公衆無線LAN等の整備やICTに対応した社会システムの構築、自治体DXを推進するとともに、自治体の行政手続き等のオンライン化についても検討し、推進体制を構築していく。 ・誰もが利用しやすくわかりやすい行政情報の発信のために、村公式ホームページを中心に各種デジタル媒体を活用した情報発信体制の強化を図る。

<p>化の環境は整っていない状況にある。</p> <p>今後は地方公共団体情報システムの標準化を推進するための施策等が必要である。</p>	
<p>◇成果指標（渡嘉敷村現況）</p> <p>1 デジタル防災行政無線設備の整備（個別受信機配備済み）</p>	

4-2. テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報の伝達不備	
脆弱性評価	推進施策
<p>【災害情報の整備推進】</p> <p>・非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備を推進する。</p>	<p>【災害情報の整備推進】</p> <p>・非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備を推進する。</p>
<p>【防災情報システム等の拡充強化】</p> <p>・テレビやラジオが中断した際も、村民へ情報提供ができるよう、全国瞬時情報システム（Jアラート）及び市町村行政無線の整備を促進する。また、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、情報提供手段の多様化を促進する必要がある。</p>	<p>【防災情報システム等の拡充強化】</p> <p>・村民、観光客等への迅速な情報提供として、「沖縄県防災情報システム」の拡充・強化、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び市町村防災行政無線の整備を促進する。また、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、情報提供手段の多様化を促進する。</p>

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1. サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下

脆弱性評価	推進施策
<p>【道路整備】再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本村の道路網は、渡嘉敷港と村役場を結ぶ県道 186 号線と村道阿波連線、渡志久線、大谷線等をはじめとする 34 路線の村道で形成されている。村内の道路交通量は、観光客等の増加に伴いより増加の傾向にある。そのことから道路基盤の交通量への対応や歩行者の安全、快適性の確保等、安心して通行できる道路環境づくりが求められている。また、良好な道路交通環境づくりについては、村道の拡幅等を含む改良や自然環境に配慮した道路構造、荒れた舗装路面の改築等を推進するとともに、沿道植栽整備等による道路の修景美化に取り組むことが必要である。 ・避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。また、避難路等の防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、無電柱化の促進を図る ・道路施設等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。 	<p>【道路整備】再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未改良、未舗装の集落内村道や、基幹道路の村道阿波連線の整備を推進し、あわせて村道大谷線・青年の家線・前岳線・照岳線・渡嘉志久線の適正な維持管理を図り、また、地形等に係る危険箇所への適切な対応を行うとともに、より安全な道路線形や幅員確保を図り、自然環境への配慮とともに、歩行者が安心して快適に歩ける歩行環境の充実に努める。
<p>【企業防災の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するな 	<p>【企業防災の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。特

<p>ど防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p>	<p>に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p>
---	---

5-2. 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

脆弱性評価	推進施策
<p>【企業防災の促進】再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。 	<p>【企業防災の促進】再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

5-3. 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

脆弱性評価	推進施策
<p>【海岸保全施設の地震対策等の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本村には慶良間諸島国立公園に指定され国際的にも貴重な海域において、防潮堤や水門等の海岸保全施設における地震・津波・高潮対策を推進する必要がある。また、災害発生時の被害の甚大化を軽減するため、港湾消防体制を強化していく必要がある。 	<p>【海岸保全施設の地震対策等の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本村には慶良間諸島国立公園に指定され国際的にも貴重な海域において、防潮堤や水門等の海岸保全施設における地震・津波・高潮対策を推進する必要がある。また、災害発生時の被害の甚大化を軽減するため、港湾消防体制を強化していく必要がある。
<p>【産業施設の安全対策の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落内においても、ガスタンクやガソリンなど 	<p>【産業施設の安全対策の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落内においても、ガスタンクやガソリンなどライ

<p>ライフラインに関する重要な産業施設が存在し、各施設に応じた安全対策を万全にする必要がある。</p>	<p>ラインに関する重要な産業施設が存在し、各施設に応じた安全対策を万全にする必要がある。</p>
--	---

5-4. 金融サービス・郵便等の機能停止による村民生活・商取引等への甚大な影響	
脆弱性評価	推進施策
<p>【金融機関等における防災対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した際に、金融機関等が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、予め事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。 	<p>【金融機関等における防災対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した際に、金融機関等が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、予め事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。

5-5. 食料等の安定供給の停滞	
脆弱性評価	推進施策
<p>【農林水産業生産基盤の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡嘉敷村の地域特性を活かした農林水産業の振興を図るとともに、災害時に食料等の安定供給の停滞等、農業生産活動機能を機能不全に陥らせることのないよう農業生産基盤の整備に取り組む必要がある。 	<p>【農林水産業生産基盤の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡嘉敷村の地域特性を活かした農林水産業の振興を図るとともに、災害時に食料等の安定供給の停滞等、農業生産活動機能を機能不全に陥らせることのないよう農業生産基盤の整備に取り組む必要がある。
<p>【食料生産基盤の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。 	<p>【食料生産基盤の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1. 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガス等の機能停止	
脆弱性評価	推進施策
<p>【電力基盤等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力基盤の安定供給について関係機関と連決して取り組むとともに、電力事業者の供給負荷低減のために省エネ対策やピークカットの取り組みを進めることが必要である。 	<p>【電力基盤等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力基盤の安定供給について関係機関と連決して取り組むとともに、電力事業者の供給負荷低減のために省エネ対策やピークカットの取り組みを進めることが必要である。
<p>【再生可能エネルギーの利用の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校施設において、太陽光発電システム等が設置されているが、他の公共施設及び村内での再生可能エネルギーの利用に関しては進んでいない状況である。 <p>再生可能エネルギーの導入に関しては、台風の常襲地域であることや海風による塩害など自然災害による影響を考慮した施設整備が必要なことや、再生可能エネルギー等を取り扱っている事業者が村内にいないこと、地域住民への周知不足がある。</p>	<p>【再生可能エネルギーの利用の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新エネルギーの積極的な導入促進を図るため、公共施設を中心に太陽光発電システム等導入に向けた検討・推進に努める。 地域住民の意見等を反映させ、地域環境に即した新エネルギー活用推進に協働で取り組んでいく体制の構築を図る。

6-2. 上下水道や污水处理施設等の長期間にわたる供給停止、異常濁水等により用水の供給の途絶	
脆弱性評価	推進施策
<p>【浄化施設や給水用貯水槽の点検整備推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後、長期にわたる供給停止、異常濁水による用水の途絶に備えて、防災拠点である学校の浄化施設や給水用貯水槽の整備・点検を図る。 	<p>【浄化施設や給水用貯水槽の点検整備推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後、長期にわたる供給停止、異常濁水による用水の途絶に備えて、防災拠点である学校の浄化施設や給水用貯水槽の整備・点検を図る。
<p>【簡易水道の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本村は、変化に富んだ地形で水資源が豊富なことから、山々の表流水が主な水資源となっている。本村の上水は、主にイシッピ取水堰（2,600 m³）、恩納川取水堰（38,000 m³）、大川取水堰（4,200 m³）から原水を引き、第3浄水場で処理した後、村民へ供給しており、現在、水道の普及率は100%となっている。 簡易水道施設については、現在、水道サービスの格差是正を目的に沖縄県が広域化に着手しており、令和5年度から沖縄県企業局の水道水を受 	<p>【簡易水道施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 村民への安定かつ安全な水を供給するため、設備の更新や施設整備を行い、有収率の向上を図るなど、水道事業の効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努める。また、水道広域化を推進し、水質管理体制の強化を図り、安全な水の安定供給に努める。

<p>水する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域化に伴い各地区の配水管路の耐震化整備を図っているところである。今後も安定した村民の生活と主要な観光産業基盤や防災・減災対策を確立するためにも、適切な施設の維持管理及び老朽化した設備の更新や新設等の整備を行い、安定かつ安全な水道水の供給が重要である。 ・水道事業者及び水道用水供給事業者における水道施設の新設、拡張及び改良等に際しては十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策を行うとともに、施設の維持管理に際しては適切な保守点検による耐震性の確保に努める。また、代替性の確保、多重化等により供給システムの強化を推進する。 	
<p>【下水道及びし尿処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本村の生活排水については、観光客等の主な集客地となっている阿波連地域においては、平成5年度に特定環境保全公共下水道が整備され、海水浴場となっている阿波連ビーチ海域の環境保全が図られている。しかしながら供用開始から28年が経過し老朽化による躯体の劣化や機械設備等の故障が発生している状況であるため、今後は計画的に施設の更新を実施していく必要がある。一方、渡嘉敷地域では、依然として単独処理浄化槽の利用が多いことから、今後、集落の環境衛生はもとより、国立公園に指定された海洋資源を保全するためにも、早急に汚水処理施設の整備に向けて取り組んでいくことが求められている。 ・施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、液状化対策等の災害に強い下水道の整備や老朽化対策及び長寿命化対策に取り組む必要がある。 	<p>【下水道及びし尿処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村民の快適な生活環境と国立公園の大切な海洋資源を保全するため、阿波連地域においては、平成5年度に供用開始した公共下水道施設（阿波連浄化センター）の機能維持を図るため、渡嘉敷村公共下水道長寿命化計画に基づき年次的に機械設備等の更新を実施し、浄化処理機能の向上と維持管理の充実を図る。また、渡嘉敷地域においては、渡嘉敷村ちゅら水プラン構想の見直しを行い、早急な汚水処理施設の整備を促進する。
<p>◇成果指標（渡嘉敷村現況）</p> <p>1 汚水処理人口普及率R2時点 61.3%→目標100%</p>	

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	
脆弱性評価	推進施策
<p>【交通ネットワークの機能保全と強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本村の道路ネットワークについては、急斜面等の厳しい地形条件から一周道路が確保できていないことが長年の課題となっている。 ・緊急輸送道路をはじめとする道路の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良など、交通ネットワークの機能保全と強化を推進する必要がある。 ・定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト縮減を含む効率的な新技術を適宜採用する必要がある。 	<p>【交通ネットワークの機能保全と強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な村道及び県道の整備を推進するとともに、林道や農道等も含めた村内道路ネットワークの充実を図る。 ・緊急輸送道路をはじめとする道路の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良など、交通ネットワークの機能保全と強化を推進する必要がある。 ・定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト縮減を含む効率的な新技術を適宜採用する必要がある。
<p>【ヘリポートの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本村の孤立危険集落ごとに、津波浸水及び土砂崩れ等の危険箇所を考慮した臨時ヘリポートを確保し、ヘリポートの開設・運用に必要な体制や資機材等の整備を推進する。 	<p>【ヘリポートの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本村の孤立危険集落ごとに、津波浸水及び土砂崩れ等の危険箇所を考慮した臨時ヘリポートを確保し、ヘリポートの開設・運用に必要な体制や資機材等の整備を推進する。また、ヘリポートの照明器具が塩害により老朽化が早まる恐れがあるため、塗装等による長寿命化の検討が必要です。
<p>【林道整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林道施設は、開設事業が完了し、林道渡嘉敷線（L=3,688m）、林道前岳線（L=2,285m）、林道久比里原線（L=4,859m）の3路線となった。 林道は、本来造林事業などのための道路であるが、ふれあい施設などの整備も併せて行われており、森林総合利用促進が図られている。また、林道の整備は、森林整備事業の推進はもちろんのこと、村道との機能的結合を図り、災害時の迂回路としての役割や自然散策のコースとしての活用など観光振興にも寄与するものと期待されている。今後の問題点としては、本村は急傾斜地が多いことから、大雨などによる法面や路肩の崩壊が小規模ではあるが度々発生しており、今後とも適正な維持管理に努め、災害防止対策を図っておく必要がある。 	<p>【林道整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林道施設については、林道の保健・保養機能とグリーンツーリズムを推進する。今後も、定期的な村道、林道パトロールを実施し、維持管理と機能確保、災害の未然防止に努める。
<p>【漁港施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本村は、かつて「慶良間鰹節（キラマガチュー）」の銘柄で知られる鰹節の主産地を形成し、鰹漁業が精力的に営まれていたが、社会情勢の変化 	<p>【漁港施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点となる阿波連漁港施設については、漁港機能保全計画に基づき、効率的、効果的な漁港施設の更新を図るとともに、適切な維持管理に努める。また、

<p>とともに鰹漁業は衰退し、水産業が村産業全体に占める割合も大幅に低下している。</p> <p>漁業振興の拠点となる阿波連漁港（第1種漁港）では、これまで係留施設や船揚場、漁船保全施設等、基本的な基盤整備を実施してきた。また、地方港湾である渡嘉敷港においては、船揚場や製氷・冷蔵施設、冷凍施設等が整備されており、漁協による鮮魚の直売も行われている。しかし、近年、船舶の大型化に伴い船揚場や避難場の拡張整備が必要である。今後とも、水産の振興に向け、漁港及び周辺環境の整備を図る等、生産基盤の更なる充実が求められている。村では、漁港施設の改良事業や、漁業協同組合への補助を行い、漁業関連施設等の整備を推進し、漁業生産基盤の安定と経営の近代化を図ってきた。</p>	<p>渡嘉敷港における漁業関連機能の拡充を促進し、沿岸漁場の整備等、生産基盤の充実を図るとともに、養殖施設の整備や中間放流事業の実施等、栽培・養殖漁業を推進し、水産加工との連携により、水産物流通の拡充等、漁業経営の向上に努める。</p>
<p>【海上交通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島である本村において、海上交通の確保は、生活物資や人員の輸送と生活の安定、産業の振興等すべての面において欠くことのできない重要なライフラインとなっている。 ・平成24年就航の「フェリーとかしき」については、建造から9年が経過していることから、船舶修繕費用も嵩み、代船建造の必要性を感じているところである。航路事業においては、旅客を安全に確実に輸送することが何よりも重要であり、そのことが航路事業者に課せられた大きな使命であると認識している。生活のすべてを船舶輸送に頼らざるを得ない離島住民にとっては、航路事業はまさしく生命線となっており、今後も村民を始め利用者の多様なニーズに対応して、安定した運行形態を維持していくため、早期の代船建造が求められている。 	<p>【海上交通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、運航している「フェリーとかしき」の法定耐用年数は11年である。本船は平成24年に建造されてから9年経過していることから、令和7年を目途にフェリー代船建造を検討しているところである。
<p>【陸上交通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上交通については、民間のバス事業者による一般乗合旅客自動車運送事業と、タクシー事業者による一般乗用旅客自動車運送事業が営まれており、村民及び観光客等の移動手段となっている。村内における公共交通機関として、安定した輸送体制を確保するため更なる利便性向上に繋がる運行形態を研究し、運行路線を維持しな 	<p>【陸上交通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上交通について、村民及び観光客等の安定的な輸送体制を確保し、運行路線を維持しながら旅客運送事業継続に向けて支援する。

がら事業を継続する必要がある。	
◇成果指標（渡嘉敷村現況） 1 ヘリポート及び避難道除草作業委託業務年3回実施	

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1. 海上・臨海部の広域複合災害の発生

脆弱性評価	推進施策
<p>【港湾・漁港整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾・漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震、津波によっても大きな機能麻痺を生じないよう、離島の生活を支える港湾・漁港において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備を進めるとともに、日頃から船舶の維持管理整備を図る。 ・村は、港湾管理者及び漁港管理者として、関係機関と連携し、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、港湾・漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。 	<p>【港湾・漁港整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾・漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震、津波によっても大きな機能麻痺を生じないよう、離島の生活を支える港湾・漁港において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備を進めるとともに、日頃から船舶の維持管理整備を図る。 ・村は、港湾管理者及び漁港管理者として、関係機関と連携し、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、港湾・漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。
<p>【海岸保全施設対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。 ・海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。 ・背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。 ・水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。 ・海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。 	<p>【海岸保全施設対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。 ・海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。 ・背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。 ・水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。 ・海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。
<p>【港湾施設の耐震・耐波性能の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害が発生した際、基幹インフラで 	<p>【港湾施設の耐震・耐波性能の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害が発生した際、基幹インフラである

<p>ある港湾施設が損壊し、海上から物資等の輸送ができなければ、復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、海上からの物資等の輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、日頃から船舶の維持管理整備を図る。</p>	<p>港湾施設が損壊し、海上から物資等の輸送ができなければ、復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、海上からの物資等の輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、日頃から船舶の維持管理整備を図る。</p>
---	---

7-2. ため池、堰、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
脆弱性評価	推進施策
<p>【水道水源施設の耐震化対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活基盤を機能維持・強化するとともに、堰等の損壊等による二次災害の発生を防止するため、耐震化対策、老朽化対策に取り組む必要がある。 	<p>【水道水源施設の耐震化対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活基盤を機能維持・強化するとともに、堰等の損壊等による二次災害の発生を防止するため、耐震化対策、老朽化対策に取り組む。
<p>【ため池、堰等整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化による決壊等の恐れのあるかんがい用ため池の改修や風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所における土留め及び擁壁等の新設・改修を行い、災害の未然防止を図るとともに、農用地の保全を図る必要がある。 	<p>【ため池、堰等整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化による決壊等の恐れのあるかんがい用ため池の改修や風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所における土留め及び擁壁等の新設・改修を行い、災害の未然防止を図るとともに、農用地の保全を図る。
<p>【農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産業の振興を図るとともに、自然災害に対する機能強化及び土地改良施設の計画的な更新・修繕のため、土地改良施設の長寿命化・防災減災対策を行う必要がある。 農林水産施設は、渡嘉敷区に4施設あり、耐震診断については、すべての施設が耐震基準に適合済みになっている。 	<p>【農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産業の振興を図るとともに、自然災害に対する機能強化及び土地改良施設の計画的な更新・修繕のため、土地改良施設の長寿命化・防災減災対策を行う。 「共同処理加工場」は、老朽化比率が60%を超えており、更新等の検討時期になっている。

7-3. 有害物質の大規模拡散・流出	
脆弱性評価	推進施策
<p>【水質保全・大気環境に関する対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 野生生物にとって住みよい環境や村民の憩いの場としての自然環境を確保するとともに、災害時に有害物質が大規模拡散・海域に流出することのないよう、平時から大気・水質汚濁対策に取り組む必要がある。 	<p>【水質保全・大気環境に関する対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 野生生物にとって住みよい環境や村民の憩いの場としての自然環境を確保するとともに、災害時に有害物質が大規模拡散・海域に流出することのないよう、平時から大気・水質汚濁対策に取り組む必要がある。

7-4. 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
脆弱性評価	推進施策
<p>【農地防災事業の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ等による適切な情報提供に努める。 	<p>【農地防災事業の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ等による適切な情報提供に努める。
<p>【交流と共創による農山漁村の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産業の持続的発展の基盤であり、人々にゆとりと安らぎを与える生活空間である農山村等の活性化を図るため、また、農山村等の活性化により農地の荒廃を防ぐため、地域コミュニティの基盤強化を促進するとともに、農山村等と県民・観光客等とのふれあいの場の創出、他産業との連携による取組等を推進する。 	<p>【交流と共創による農山漁村の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産業の持続的発展の基盤であり、人々にゆとりと安らぎを与える生活空間である農山村等の活性化を図るため、また、農山村等の活性化により農地の荒廃を防ぐため、地域コミュニティの基盤強化を促進するとともに、農山村等と県民・観光客等とのふれあいの場の創出、他産業との連携による取組等を推進する。
<p>【農地等の保全管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年の異常気象による降水量の増加から、農地の排水不良や農業用排水路の崩壊等の被害をまねいていることから、農業用排水路や浄化槽等の計画的な整備を図る必要がある。 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。また、野生鳥獣や病害虫による農作物被害が拡大することで、耕作放棄地の増加や集落機能の低下がされることから、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止、病害虫防除の取組を推進する必要がある。 	<p>【農地等の保全管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年の異常気象による降水量の増加から、農地の排水不良や農業用排水路の崩壊等の被害をまねいていることから、農業用排水路や浄化槽等の計画的な整備を図る必要がある。 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。また、野生鳥獣や病害虫による農作物被害が拡大することで、耕作放棄地の増加や集落機能の低下がされることから、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止、病害虫防除の取組を推進する必要がある。
<p>【基盤整備農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業の振興を阻む主要因として、毎年のように襲来する台風による被害や、村域の約9割が丘陵域という地形条件から、優良な農地の確保が困難なことが挙げられる。そのため、既存農用地については、積極的に高度利用を図る等、限ら 	<p>【基盤整備農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業の振興に向けて、既存農地の利用促進を図り、農地の集団化を推進し、農業経営の規模拡大に努める。また、農地の流動化により休耕農地の活用等を図る。

<p>れた資源の有効活用を図る。在地主や農家の高齢化による離農に伴い休耕地が増え、近い将来遊休化する農地が農用地全面積の2分の1に及ぶおそれがある。これらの農地については、農業委員会を中心とし、営農意欲のある中核農家への農地の集積を図り農地に関する情報の一元的管理、利用権設定等を行い農地の有効利用に努めることが必要である。</p>	
<p>【農業施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡嘉敷地区において、農村基盤総合整備事業を導入し、圃場、農道、農業用ため池や排水施設等の整備を行い、効率的な生産基盤条件の形成に努めてきた。今後は既存施設の保全・長寿命化を図り有効活用する。 	<p>【農業施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤の整備を推進し、安定した農業用水の確保を図るとともに、団体営ため池等整備事業により老朽化した排水路の改修と、急傾斜地の崩壊防止対策を実施し、安全な農作業の確立を推進する。
<p>【産地形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産の状況を見ると、米及び野菜類等が中心となっている。水稻については旧来から主要作物として定着していることから、減農薬・有機栽培による生産を推進し、主食用米に加え加工用米、飼料用米の生産に取り組んでいく。また、恵まれた水利条件等を活用した転作を推進し、田芋、大豆等の市場販売等を目的とした農業生産への移行を目指す。一部の農家で農業生産法人を立ち上げ、ウコン等の生産や加工品の開発がみられるなど、本村の自然的特性に適した作物開発が積極的に進められている。農産物を生産・加工・販売まで行う6次化が本村においては顕著であることから、伝統的に受け継がれてきた稲作等の農業技術や圃場を活かし、特産品づくりに積極的に取り組んでいく。今後とも農家所得の安定確保に向け付加価値の高い農作物等の充実に努めるとともに、農作業受委託の積極的推進や農地中間管理事業の活用による農地利用促進を図り、産地形成に取り組んでいくことが必要である。 	<p>【産地形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地形成に向け、高収益性作物の導入と農業経営の共同化を促進する。
<p>【農業の担い手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の担い手については、農業従事者の高齢化が進むなかで重要な課題となっており、認定農家の育成を核とした取り組みを図るとともに、U、Iターンを促進し、後継者の育成につなげて 	<p>【農業の担い手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな農業の担い手となる認定農家や後継者育成に努める。さらに、滞在型体験農園施設等の有効利用により、U、Iターンを促進するとともに、都市と農村の交流を促進するなど、多様な農業交流の場

<p>いくことが重要である。また、都市と農村間等の多様な交流を図っていくためにも、体験農園施設を活用し農業とのふれあいの場づくりに取り組む必要がある。</p>	<p>づくりに努める。</p>
<p>【林業】</p> <p>・林業については、渡嘉敷村森林整備計画（令和3年度～令和13年度）の見直しが令和2年度に行われ、有用林の造成に向けたヤマモモ等の造林事業の実施、天然林の育成を行う等、計画的な森林整備に向けた取り組みを行っている。また、基幹施設である林道の計画的な維持管理を行うとともに、森林総合利用促進事業による森林公園やログハウス等の活用の促進、林業振興に向けた基礎づくりを図ってきた。今後は、森林が将来にわたって適正に管理され、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林内の路網整備や間伐を推進し、合理的、計画的な森林施業の促進に努めるとともに、森林の保全及び育成、森林空間の総合的利用に努める必要がある。また、水源涵養や防風・防潮、陸域・海域の生態系の保全、森林ツーリズムといったレクリエーション活動の場づくり等、森林の持つ多様な機能に配慮した活用を図るとともに、本村の発展に資する林業振興に向けた取り組みを展開する必要がある。</p>	<p>【林業】</p> <p>・森林の整備にあたっては、森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林を有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、特に発揮することを期待されている機能を有する森林を、7つの機能に（水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産）に区分し、機能に沿って育成単層林施業、育成複層林施業、天然林施業を計画的に実施し、望ましい森林資源の姿に誘導するように努める。また、基幹施設である林道の適正維持管理に努め林業振興につなげていくとともに、森林資源や林道、森林レクリエーション機能を活かし観光産業と連携した森林ツーリズム等、多面的展開を図る。</p>

7-5. 地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の被害の発生	
脆弱性評価	推進施策
<p>【被災宅地の危険度判定】</p> <p>・村は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。</p> <p>また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告・指示等の必要な措置をとる。</p>	<p>【被災宅地の危険度判定】</p> <p>・村は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。</p> <p>また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告・指示等の必要な措置をとる。</p>

7-6. 家畜（ペットを含む）や自然に生息する危険性物（ハブ等）の流出による2次災害の発生

脆弱性評価	推進施策
<p>【家畜の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要があるときは、村においてあらかじめ計画しておく必要がある。 	<p>【家畜の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要があるときは、村においてあらかじめ計画しておく必要がある。
<p>【家畜（ペットを含む）疫病対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜やペット等の疫病対策として、狂犬病の発生予防、蔓延防止を図る必要がある。 	<p>【家畜（ペットを含む）疫病対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜やペット等の疫病対策として、狂犬病の発生予防、蔓延防止を図る必要がある。

7-7. 避難所の換気設備や空調設備等の不良による熱中症の発生

脆弱性評価	推進施策
<p>【熱中症等による2次災害の防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災拠点や避難所で熱中症等による2次災害を防止するため定期的な空調点検や整備を推進する。 	<p>【熱中症等による2次災害の防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災拠点や避難所で熱中症等による2次災害を防止するため定期的な空調点検や整備を推進する。
<p>◇成果指標（渡嘉敷村現況）</p> <p>1 防災拠点の空調点検の整備率（100%）</p>	

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1. 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性評価	推進施策
<p>【災害廃棄物処理計画の策定、見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。 	<p>【災害廃棄物処理計画の策定、見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。
<p>【ごみ処理の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設については、ダイオキシン類の排出量を削減するために、平成11年度にごみ焼却施設及びストックヤード、平成13年度に一般廃棄物最終処分場及びリサイクルセンターを建設する等、環境に配慮したごみ処理施設を整備してきた。しかし焼却施設の経年劣化による老朽化のため、平成26年度には施設基幹改良を行った。 ・ごみの分別による戸別収集を開始する等、村民協力によるごみの減量化やリサイクル等に取り組んでいる。 ・廃車、大型家電製品、海岸漂着ごみ等の適正処理が喫緊の課題であり、一般廃棄物のごみ処理広域化についても協議が必要である。 	<p>【ごみ処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別収集を強化するとともに、指定ごみ袋によるごみの減量化を促進する。また、リサイクルセンターの機能充実を図り、粗大ごみや資源ごみの再利用を促進するとともに、ごみ焼却施設基幹改良を推進し、焼却施設や最終処分場等の維持管理に努める。

8-2. 道路啓開等の復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性評価	推進施策
<p>【道路啓開用資機材の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。 	<p>【道路啓開用資機材の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。
<p>【応急復旧体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。また、障害物 	<p>【応急復旧体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。また、障害物除去、応

<p>除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、道路管理者が相互に連携し、あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的に点検する。</p>	<p>急復旧等を迅速に行えるよう、道路管理者が相互に連携し、あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的に点検する。</p>
---	---

8-3. 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性評価	推進施策
<p>【地域コミュニティ機能の維持・活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの維持・活性化を図るため、村内会や村内活動団体、PTA等、様々な団体における交流や連携を促進させ、主体的な取組を支援し、人材の育成やすそ野の拡大、団体・組織の活動基盤強化等に努める必要がある。 ・人口減少と、高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足など問題が生じている地域については、地域コミュニティ機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した対策を実施する必要がある。 	<p>【地域コミュニティ機能の維持・活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの維持・活性化を図るため、村内会や村内活動団体、PTA等、様々な団体における交流や連携を促進させ、主体的な取組を支援し、人材の育成やすそ野の拡大、団体・組織の活動基盤強化等に努める必要がある。 ・人口減少と、高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足など問題が生じている地域については、地域コミュニティ機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した対策を実施する必要がある。
<p>【地域間交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間交流の促進について、これまで村立小中学校の児童・生徒が村外の学校や施設等への体験入学等による人材・文化交流を行ったことで、学習意欲の向上が図られた。また、とかしきマラソン等各種イベントを通して、村内外から訪れる観光客等との交流を推進したことで、安定した入域観光客等の確保に繋がった。今後とも活力ある村づくりを進めて行く上で、住民が一体となり他自治体等との人材・文化交流等や、県内外から訪れる観光客等との交流を更に推進することで、コロナ禍で大打撃を受けた観光産業を立て直し、維持・発展に繋げていきたい。 	<p>【地域間交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間交流の促進について、村立小中学校の児童・生徒が村外の学校や施設等への体験入学等による人材・文化交流は継続して推進する。また、とかしきまつり・とかしきマラソン大会の運営支援を行い、村内外から訪れる観光客等との交流を拡大、強化することで安定した入域観光客等の更なる確保に努める。

8-4. 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性評価	推進施策
<p>【公共施設整備】再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設の整備においては、渡嘉敷村中央公民館が昭和52年に建設され築年数44年、阿波連生活館が昭和51年に建設され築年数45年が経ち、老朽化してきており、早急な代替施設の計画・整備が必要である。 大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点となる庁舎、病院、警察署、消防署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要がある。 	<p>【公共施設】再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な生涯学習の拠点となる中央公民館及び阿波連生活館においては老朽化が著しく危険箇所も見られるため、周辺施設・関連事業等との整合性を図りつつ、集会機能等を有した多目的複合施設としての建替を実施していく。
<p>【ライフライン等の整備等】再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 村は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保を進める。さらに、震後の復旧体制の整備及び資機材の備蓄等を行う。 	<p>【ライフライン等の整備等】再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 村は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保を進める。さらに、地震後の復旧体制の整備及び資機材の備蓄等を行う。
<p>【道路整備】再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 本村の道路網は、渡嘉敷港と村役場を結ぶ県道186号線と村道阿波連線、渡嘉志久線、大谷線等をはじめとする34路線の村道で形成されている。村内の道路交通量は、観光客等の増加に伴いより増加の傾向にある。そのことから道路基盤の交通量への対応や歩行者の安全、快適性の確保等、安心して通行できる道路環境づくりが求められている。また、良好な道路交通環境づくりについては、村道の拡幅等を含む改良や自然環境に配慮した道路構造、荒れた舗装路面の改築等を推進するとともに、沿道植栽整備等による道路の修景美化に取り組む必要がある。 避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。また、避難路等の防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、無電柱化の促進を図る 道路施設等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等 	<p>【道路整備】再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 未改良、未舗装の集落内村道や、基幹道路の村道阿波連線の整備を推進し、あわせて村道大谷線・青年の家線・前岳線・照岳線・渡嘉志久線の適正な維持管理を図り、また、地形等に係る危険箇所への適切な対応を行うとともに、より安全な道路線形や幅員確保を図り、自然環境への配慮とともに、歩行者が安心して快適に歩ける歩行環境の充実に努める。

<p>の実施の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。</p>	
---	--

8-5. 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性評価	推進施策
<p>【低地地域の河川施設の耐震化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村及び県が管理する河川施設の改良整備を進める必要がある。 	<p>【低地地域の河川施設の耐震化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村及び県が管理する河川施設の改良整備を進める必要がある。
<p>【治水対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の想定をはるかに超えた近年の台風やゲリラ豪雨から村民の安全・安心を確保するために、治水対策を重点的に進めることが必要である。 	<p>【治水対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の想定をはるかに超えた近年の台風やゲリラ豪雨から村民の安全・安心を確保するために、治水対策を重点的に進めることが必要である。

8-6. 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
脆弱性評価	推進施策
<p>【文化財・観光資源の早期復旧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財・観光資源に関する震災復興マニュアルを検討し、復旧復興期における文化財等の取組手順を定める。 	<p>【文化財・観光資源の早期復旧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財・観光資源に関する震災復興マニュアルを検討し、復旧復興期における文化財等の取組手順を定める。
<p>【地域文化の振興等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本村には、集落及びその周辺に御嶽や湧泉等の聖域が散在し、これらは各年中行事の祭場として、また、村民の心の拠所となる空間として大切に保全されている。 ・年中行事は、正月の若水汲みにはじまり、十六日、海神祭、浜下り、ウマチー、大綱引き、旧盆、種取り祭等が継承され、特に大綱引きは、村外で暮らす村出身者も帰郷し賑わいを見せている。これらの祭事空間や行事は、村民及び村出身者の郷土への誇りと愛着心を育むうえでも大切な文化資源であることから、今後とも保全継承していくことが重要である。また、村は、平成8年に「根元家石垣」（建造物）を有形文化財に指定し、平成27年に「赤松隊本部壕」を戦争遺 	<p>【地域文化の振興等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化資源、自然資源の保全・発掘については、有形・無形等の歴史・文化財や名勝地・銘木等の自然資源の環境保全を進め、新たな文化財の指定に取り組む。また、未発掘文化資源の調査・研究体制の強化を図る。 ・展示施設の充実については、村の歴史・文化を内外に伝える歴史民俗資料館の展示及び運営方法の改善を図るとともに、地域の歴史・文化資源や自然資源を丁寧に伝える多言語対応のサイン等の更なる設置、改善を図る。

<p>跡とした。今後もその他の文化資源の保全とあわせて、未発掘の文化資源の確認と適切な対応が求められている。</p> <p>・歴史文化資源の展示等については、平成4年に「歴史民俗資料館」を設置したが、村の歴史・文化を丁寧に伝えていくため、今後、資料の展示や運営について改善を図る必要がある。また、村内に分布する文化資源・自然資源についても充実したサイン(案内・説明板)等の更なる設置が求められている。</p>	
--	--

8-7. 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性評価	推進施策
<p>【地震保険や共済制度の活用】</p> <p>・地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村及び県等はそれらの制度の普及促進に努める。</p>	<p>【地震保険や共済制度の活用】</p> <p>・地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村及び県等はそれらの制度の普及促進に努める。</p>
<p>【避難長期化への対応】</p> <p>・村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消を図る体制を整備する。</p>	<p>【避難長期化への対応】</p> <p>・村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消を図る体制を整備する。</p>
<p>【災害住宅融資】</p> <p>・村及び県は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図る体制を整備する。</p>	<p>【災害住宅融資】</p> <p>・村及び県は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図る体制を整備する。</p>
<p>【災害時における応急仮設住宅の供給】</p> <p>・災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る必要がある。</p>	<p>【災害時における応急仮設住宅の供給】</p> <p>・災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る必要がある。</p>

8-8. 大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	
脆弱性評価	推進施策
<p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成について、これまで基幹産業である観光業の推進による雇用が維持され、一定の人材が確保されてきた。また、都市との多様な交流を図っていくために体験農園施設を活用した農業体験を行っている。しかし、今後は人材育成の基本となる具体的な方針を定める必要がある中で、今後は少子高齢化により農林水産業や観光業等も担い手不足が予想されること等も踏まえ取り組んでいく必要がある。また、DXの推進によるデジタル社会に対応するIT技術者等の育成も必要となる。 	<p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成について、安心して暮らせる住環境の整備や、保育態勢の更なる充実による子育て環境を整備・強化しながら産業の担い手確保に努める。また、都市との多様な交流を図っていくために体験農園施設を活用した農業体験を継続することにより、新規就農者の育成に努める。 デジタル社会に対応するIT技術者等の育成については、村外での研修会等の積極的な参加によるスキルの向上や、地域おこし協力隊等民間人材を活用した人材育成を推進する。
<p>【水産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協では、地場産品を用いた特産品として、マグロやシイラ、カツオ等を加工したジャーキーや佃煮等を生産販売し、人気の地場産品としての評価も得ているが、需要に対して製造が追いつかない状況であるため、需要に対応できるような加工体制の充実を図るため、水産加工施設等の整備や生産基盤の充実を図る必要がある。 村の漁業は、漁協を中心に組織体制が構築されているが、更なる組織活動の展開・充実に向けて組織体制の強化、人材の育成が求められている。また、多様な交流を促進していくためにも、体験漁業等の展開を図り、漁業とふれあう場を創出していくことが必要である。 	<p>【水産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協の機能拡充や中核的漁家及び後継者育成に努めるとともに、体験漁業等の観光交流の展開を促進する。
<p>【企業の業務継続体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給を円滑に図る必要がある。また、商工会・商工会議所と共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、小規模事業者の業務継続体制の強化を図る必要がある。 	<p>【企業の業務継続体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給を円滑に図る必要がある。また、商工会・商工会議所と共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、小規模事業者の業務継続体制の強化を図る必要がある。

8-9. 赤土流出に伴う、海の環境悪化による水産業の衰退	
脆弱性評価	推進施策
<p>【赤土流出対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農関係（耕土流出）の対策を行っており、沖縄県の事業を活用し、河川流域の農地を中心に赤土等流出防止対策を実施する。 ・圃場からの封土流出防止のため、沈砂池や排水路、勾配制御工等を行い、土壌流出を抑制し、赤土流出に伴う海の環境悪化による水産業の衰退の抑制を図る。 	<p>【赤土流出対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農関係（耕土流出）の対策を行っており、沖縄県の事業を活用し、河川流域の農地を中心に赤土等流出防止対策を実施する。 ・圃場からの封土流出防止のため、沈砂池や排水路、勾配制御工等を行い、土壌流出を抑制し、赤土流出に伴う海の環境悪化による水産業の衰退の抑制を図る。

9. 観光危機管理体制の整備による観光産業の持続的発展

9-1. 帰宅困難者への食料、水等の備蓄・供給の不足

脆弱性評価	推進施策
<p>【避難長期化への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給が不足することのないよう、災害時における事業者等との連携強化、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む。 	<p>【避難長期化への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給が不足することのないよう、災害時における事業者等との連携強化、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む。
<p>【観光客・旅行者等の安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 村、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（フェリー等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。 	<p>【観光客・旅行者等の安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 村、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（フェリー等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。
<p>【観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具など生活必需品の備蓄に努めるものとする。 津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。 	<p>【観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具など生活必需品の備蓄に努めるものとする。 津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。
<p>【観光関連施設の耐震化促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 村及び県は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。 観光機能施設は 4 施設あり、渡嘉敷区にある「観光案内休憩所」と阿波連区にある「青少年旅行村」・「森林公園 ログハウス」となっており、 	<p>【観光関連施設の耐震化促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 村及び県は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。 「青少年旅行村」内のトイレ・シャワー施設は老朽化比率が 80%を超えており、早急に検討が必要である。また「観光案内休憩所」は、老朽化比率が 60%を

<p>「観光案内休憩所」と「森林公園 ログハウス」の2施設は、耐震基準を満たしている。</p>	<p>超えており更新等の検討時期になっている。</p>
<p>【外国人の安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。 ・村及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う体制を整備する。 	<p>【外国人の安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。 ・村及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う体制を整備する。

<p>9-2. 風評被害や信用不安による地域経済等への甚大な影響</p>	
<p>脆弱性評価</p>	<p>推進施策</p>
<p>【広報広聴体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報(対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等)を被災地内外に的確に発信するため、プレスルームの整備、インターネットを通じた情報発信に関する検討のための整備、話通訳者・外国語通訳者のリストアップの対策を図る。 	<p>【広報広聴体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報(対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等)を被災地内外に的確に発信するため、プレスルームの整備、インターネットを通じた情報発信に関する検討のための整備、話通訳者・外国語通訳者のリストアップの対策を図る。
<p>【企業の業務継続体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給を円滑に図る必要がある。また、商工会・商工会議所と共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、小規模事業者の業務継続体制の強化を図る必要がある。 	<p>【企業の業務継続体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給を円滑に図る必要がある。また、商工会・商工会議所と共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、小規模事業者の業務継続体制の強化を図る必要がある。
<p>【観光又はレクリエーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本村は、豊かな自然に恵まれているとともに、特有の生態系並びに固有の文化・歴史など、他にはない様々な観光資源を有し、平成26年3月5日には、渡嘉敷村と座間味村からなる慶良間諸島が全国で31番目の国立公園に指定された。国内外から多くの観光客が訪れ、平成28年度には入域客数が13万人を超え、翌年の平成29年度には14万人を超えている。主な交流・宿泊施設としては、日本本土復帰を記念して設立された国立沖縄青年の家(現：国立沖縄青少年交流の家) 	<p>【観光又はレクリエーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞在型観光の充実に向け、宿泊機能の拡充促進を図るとともに、観光ガイドやインタープリター等の観光の担い手を育成し、観光基盤の整備・拡充を図る。地域資源を生かした観光の魅力づくりについては、サステナブル(持続可能)／レスポンシブル(責任ある)／ユニバーサル(誰もが楽しめる)・ツーリズムの推進を念頭に置きながら、エコツーリズム、アドベンチャーツーリズム等の新たな観光ニーズに対応した条件整備を図り、観光資源の保全・活用に向けた取り組みを行う。各取組を総合的に実施す

<p>があり、全国を対象とする社会教育施設として多様な研修、交流が行われている。その他施策として、オートキャンプ場や滞在型体験農園施設を整備するなど、滞在型・保養型の観光の形成に努めてきた。通年型、体験・滞在型観光を推進していくためにも、自然資源の保全・活用を図るとともに、歴史・文化資源等本村の持つ多様な魅力を活かした観光メニューの開発に取り組むことが求められている。</p>	<p>ることにより、令和元年度宿泊率から5%以上の向上を目指す。</p>
<p>◇成果指標（渡嘉敷村現況）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 観光難難誘導標識の設置状況（100%）、 2 観光危機管理計画の策定状況（策定済み） 	

第5章 横断的分野

脆弱性評価結果を踏まえた施策の推進施策について、横断的分野別に整理する。

1 リスクコミュニケーション	
施策 No.	推進施策
1-1、2-3	【消防・救急の充実】
1-2	【津波避難計画の策定・推進】
1-5	【防災知識の普及・啓発】、【児童・生徒・園児等の保護等の事前措置】
2-4	【社会福祉施設等における安全確保】、【在宅で介護を必要とする村民の安全確保】 【災害時要援護者台帳整備】、【医療の確保】
3-1	【公共の安全等の秩序維持体制の整備】
5-1、5-2	【企業防災の促進】
7-4	【交流と共創による農山漁村の活性化】
8-3	【地域コミュニティ機能の維持・活性化】、【地域間交流】
8-6	【地域文化の振興等】
9-1	【外国人の安全確保】
9-2	【観光又はレクリエーション】

2 老朽化対策	
施策 No.	推進施策
1-1	【道路整備】、【建築物の耐震化の促進】、【消防・救急の充実】、【防火水槽の整備】 【移住・定住】、【村営住宅】
1-3	【海岸堤防等の老朽化対策の推進】
2-3	【消防・救急の充実】 再掲
3-2	【交通安全環境の整備】
3-3	【学校の防災拠点の整備】、【公共施設整備】
4-1	【地域における情報化】
5-1	【道路整備】 再掲
6-2	【簡易水道の状況】、【下水道・し尿処理の状況】
6-3	【交通ネットワークの機能保全と強化】、【ヘリポートの整備】、【海上交通】
7-1	【海岸保全施設対策】
7-2	【水道水源施設の耐震化対策】、【ため池、堰等整備】、【農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策】
7-4	【農業施設の整備】
8-1	【ごみ処理の状況】
8-4	【公共施設整備】 再掲 、【道路整備】 再掲
9-1	【観光関連施設の耐震化促進】

3 人材育成	
施策 No.	推進施策
1-5	【自主防災組織育成計画】、【IT 技術者等の人材育成】
2-2	【孤立化等に強い人づくり】、【自主防災組織育成計画】再掲、 【孤立化等に強い施設整備】
2-4	【専門ボランティアとの連携体制の充実】
3-3	【職員の防災対応力の向上】
7-4	【農業の担い手】
8-8	【人材育成】、【水産業】

4 官民連携	
施策 No.	推進施策
2-2	【孤立化等に強い施設整備】
3-1	【公共の安全等の秩序維持体制の整備】
4-1	【災害情報の収集・伝達体制の充実】
5-1、5-2	【企業防災の促進】
5-5	【金融機関等における防災対策の推進】
6-1	【電力基盤等の整備】、【再生可能エネルギーの利用の推進】
7-1	【港湾・漁港整備事業】
7-4	【産地形成】
8-2	【応急復旧体制の確保】

第6章 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）分野別に整理する。

項目	現状値	目標値
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる		
村営住宅の耐震化率	14/17 棟	14/14 棟
消防職員の充足率	36 名	40 名
救助工作車及び避難誘導に活用できる車両の配備数		現状維持
自主防災組織率	0 %	字区で2か所設置
津波高潮ハザードマップ作成状況	作成済	更新
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる （それがなされない場合の必要な対応を含む）		
簡易水道普及率	100%	維持・管理
津波訓練	毎年1回	毎年1回
孤立集落無線設置築数	基地局1局、子局9局	維持・管理
臨時ヘリポートの整備数	1基	維持・管理
自主防災組織率 再掲	0 %	字区で2か所設置
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する		
防犯カメラ設置台数	4基	維持・管理
自治体のBCP策定状況	策定済	更新
庁舎非常用電源	2基	維持・管理
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する		
デジタル防災行政無線設備の整備	個別受信機配備済	維持・管理
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない		
—	—	—
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る		
汚水処理人口普及率	R2時点 61.3%	100%
ヘリポート及び避難道除草作業委託業務	年3回実施	維持・管理

7. 制御不能な二次災害を発生させない		
防災拠点の空調点検の整備率	100%	維持・管理
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		
—	—	—
9. 観光危機管理体制の整備による観光産業の持続的発展		
観光難難誘導標識の設置状況	100%	維持・管理
観光危機管理計画の策定状況	策定済	更新

第7章 計画の推進

1. 計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、村における分野ごとの個別計画の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図る。

2. 不断の見直し

本計画の計画期間においても施策の進捗や社会情勢の大きな変化等により見直しが必要な場合は、適宜見直しの検討を行う。

3. 進捗管理と推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握や計画的な実施ができているかどうか評価する。

また、必要に応じて計画の見直しを行うと共に、PDCAサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取り組みを推進する。

